

平成24年 第4回定例会

美深町議会議録

平成24年12月11日 開会

平成24年12月13日 閉会

美深町議会

平成 24 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 1 号 (平成 24 年 1 月 11 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 49 号乃至議案第 52 号の提案説明
- 第 6 議案第 53 号の提案説明
- 第 7 議案第 54 号の提案説明
- 第 8 議案第 55 号の提案説明
- 第 9 議案第 56 号の提案説明
- 第 10 議案第 57 号乃至議案第 62 号の提案説明
- 第 11 報告第 8 号 委員会報告 (総務住民常任委員会所管事務調査報告、産業教育常任委員会所管事務調査報告)
- 第 12 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

1 番 小口 英治 君	2 番 藤守 千代子 君
3 番 藤原 芳幸 君	4 番 南 和博 君
5 番 中野 勇治 君	6 番 山本 進 君
7 番 諸岡 勇君	8 番 林 寿一 君
9 番 岩崎 泰好 君	10 番 齊藤 和信 君
11 番 倉兼 政彦 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	長岐和彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	玉置一広君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	吉田克彦君	教育グループ主幹	後藤裕幸君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長谷川 浩君
--------	-------	------	--------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局副本主幹	中村 稔君
------	--------	---------	-------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員出席です。

定足数に達しておりますので只今から、平成24年第4回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において3番藤原君、4番南君の両君を指名いたします。

◎ 日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

はじめに閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

商工会に対する平成25年度市町村補助金についての要望、生活保護基準の引き下げはしないことなどを政府に意見書提出を求める陳情書、泊原発の再稼働断念・廃止、大間原発の建設中止、幌延新地層研究センターの廃止等に関する意見書提出を求める陳情の3件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

代表監査委員から10月及び11月実施の例月出納検査報告、平成24年度前期定期監査報告、11月20日・21日実施の財政補助団体等監査の結果に関する報告、これらはお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、条例の制定4件、条例の一部改正1件、指定管理者の指定2件、規約の変更1件、補正予算6件の計14件です。議会側提出のものは委員会報告の

1件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知がありましたものの職・氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問通告者は岩崎議員ほか2名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日から13日までの3日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から13日までの3日間と決定いたしました。

◎ 日程第4 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 一般質問を行います。

一般質問の通告者は3名です。

発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は再質問を含めて30分といたします。

それでは通告の順に従って発言を許します。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 本日11日は3.11東日本大震災から1年9ヶ月を迎える日になります。一般質問にあたりましてこの日を思い返し、この日を忘れてはいけないこと、そしてこの震災から学んだ多くのことをこれから美深町のまちづくりに生かしていくこと、その2点を念頭に置き、住民の安心安全と心通う地域のありように心を砕き、次の項目の質問をさせていただきたいと存じます。

1つ目は、教育に関する項目でございます。子ども達の可能性をどんどん伸ばす情報通信技術を活用した教育、横文字ではICT教育と言われておりますがこの実践についてお伺いしたいと存じます。美深町では平成21年に国の制度などを活用しましてこのICT教育の関連の機器、あるいはシステムについて導入をした経緯がございます。そこにはひとつ目的があって導入ということになったと思うのですが、その中身について具体的に

どのようなものであったのかお聞きしたいと存じます。

次、2つ目ですが、21年の導入から2年以上の経過をしていますが現在までの運用実績の状況、それによります教育効果あるいはそれらの有効性についてどのように表れているのかお伺いをするものであります。さらには、技術進歩が日々進んでいる中でこれからそれらの機器をさらに活用する中で色々な課題が生まれてきたと思っておりますがそれを今後どのように解決していくのか、具体策も含めてお聞きしたいと思います。

以上の3点については教育長に所見を伺うものでございます。

次に、2つ目ですが行政についてお伺いをいたします。

再生可能エネルギー活用についてその積極度を問うということでご質問をいたします。1つ目は、再生可能エネルギーの利活用について、今日までの色々な状況の中で非常に消極的な姿勢がうかがわれるような言動が多く見受けられると私は感ずる1人でありますがその理由をお聞きしたいということが1点目でございます。2点目は、つい最近12月3日の日に総会が開かれました。北海道再生可能エネルギー振興機構という組織が立ち上がりましてこれらの問題を解決に導いていくというプラットホームができたわけですけれども、道内の74の市町村の自治体の長がこのエネルギー振興機構の発起人となって設立の動きを示しております。その中に美深町の山口町長のお名前がなかったということに非常に残念に思っているのですがそこに名前が列ねなかった理由をお聞きしたいと思います。それから3点目は、第5次総合計画の中に新エネルギーの普及事項の項目がございますがそれらの予算執行の考え方についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。4つ目ですが、新再生エネルギーの太陽光ですとかあるいは風力、小規模の水力発電の技術的な検証といいますか実証といいますかそれらを美深町としても行う必要があるのではないかと思っている1人ですが町長の考え方をお聞きしたいと思います。また、中学校の改築に向けて従前から議論の中にありました太陽光発電について今どのような状況にあるのかということと、設置という方向で進んでいるのであればそれらについてはしっかりとデータの蓄積などを具体的に行う必要があるのではないかと考えておりますが教育長にその考え方について伺うものであります。さらに、これらの再生可能新エネルギーの部分についても行政のみならず広く町民にそれらの普及促進に向けて有効な手立てとして補助金制度というのがございますがそれらを町独自でまた創設してはいかがかということについて考え方を伺いたいと思います。

以下については自席で質問をさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今、9番岩崎議員の方からご質問をいただきました。教育関連について私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

はじめにＩＣＴ教育の実施についてのご質問をいただきました。平成21年に今ご質問があった通りＩＣＴ関係の機器を一部導入しております。学校情報通信環境整備事業という文科省の事業でございます。この事業では町内の小中学校に電子黒板を各学校に1つずつ導入をしております。それから、美深中学校、仁宇布小中学校に校内の無線ＬＡＮの設備をしたというのが平成21年度の事業でございます。それから、この事業の目的ということでございますけれども、わかりやすい授業の実現と子ども達の情報活用能力の育成を図るということがこの文科省の事業の目的とされているところでございます。これまでの利用状況ですけれども、電子黒板につきましては小学校では週2時間程度それから中学校では週5時間ほどの利用がされております。主に、総合的な学習を中心としながら各教科で利用可能な部分について使っていくという状況で利用されているようでございます。電子黒板という形でひとつの大きな表示される機械ですからそのものを使ってやはり授業を進めていく段階で黒板等を使いながら補助的な使い方をされているようですけれども、例えば図形の展開ですとかそういった形で視覚的に理解しやすいということがあるようでございます。そういう部分で有効な道具となっているというのが実態でございます。また、無線ＬＡＮの関係ですけれども、それまではパソコン単体での利用でしたけれどもＬＡＮを組んでネットワーク化をすることによって、ひとつは校内どこに行っても利用可能になったということが大きな特徴としてあるのかと思いますし、また、ネットワークで繋ぐことによってそれぞれの共有化が図られるということで色々なデータ等の共有それから相互利用という形が図られる形になって非常に効率的になっているということが言えるのかと思います。それから課題は何かというお話しがございましたが、無線ＬＡＮの整備によっての特別な課題とは考えておりませんが、特に電子黒板についてはまだまだ授業で使うための教材といいますかそういうものが数としては出ているようですけれども現場でなかなか使える状況になっていないということで先生方が苦心をして既存のワードですかエクセルですかそういうソフトを使って資料を作り授業をしているというのが実態でございます。そういう部分では授業に使えるようなソフトが早く整備されるということを望んでいるという状況でございます。それから2つ目のご質問の中に中学校の太陽光のお話しがございました。今中学校の改築について実施設計を進めているところでございますけれどもその中でも教育のひとつの一環として太陽光発電のパネルを設置していくこうと考えているところでございます。ご質問のこれらのデータの集積はどうなのかということをございますけれどもこれにつきましては可能な限り取っていきたいと考えているところで

ございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から行政についてお尋ねがございました。再生可能エネルギーの活用についてということでございまして5点ほどの質問をいただいたところでございます。順を追って答弁したいと思います。

まず、再生可能エネルギーの利活用についてでありますけれども、昨年の原発事故を契機とした社会全体の大きなテーマであります。本町においても可能な再生エネルギーについて検討を進めているところでありますと、消極的という表現がございましたけれども決してそうは思っておりません。これらを進めていくためには十分な準備と関係機関が一体となった取り組みが必要でありますと一朝一夕にはなかなか進むものではないと、着実に導入可能なものから実施をしていかなければならぬ、していきたいと考えているわけであります。2つ目の北海道再生可能エネルギー振興機構の発起人に入らなかった理由はというお尋ねでありますけれども、今年の春4月にご案内をいたしましたところであります。その段階では具体的な展開といいますか中身が見えない中でありますので発起人の1人になることは遠慮申し上げたということでございます。ただ、今月3日に設立総会が開催されておりまして、これから事業方針などが一定程度示されてきておりますので事業計画内容等を精査しながら参加について検討していく必要があると考えているわけでございます。3つ目の第5次総合計画の新エネルギー復旧事業の予算執行の考え方であります。すでに総合計画における新エネルギー復旧事業項目についてですが環境保全の推進という点において新エネルギーや省エネの取り組みを進めることができてあります。エネルギーに関する普及啓発事業、ソフト事業を行いながら町民の環境意識の向上を図ってまいりたいと考えているわけであります。また、ハード事業については先ほど教育長からお話しがありましたけれども中学校改築の中で太陽光パネルの発電設備の計画をしているわけであります。太陽光、風力、小水力などの発電の技術的検証の必要というご質問をいたしましたけれども、太陽光についてはご案内のように積雪地における発電量の確保がひとつ課題かと考えております。中学校に設置する太陽光パネルのデータが有効なひとつの検証材料となるのかと思っているわけであります。風力発電については気象条件的に難しく、小水力発電につきましては水量的な面からの事業採算性など課題も多いと考えておりますと、また技術的な検証は考えていないということあります。推進に有効な補助制度ということでありまして、ご質問の中には太陽光のパネル発電等について補助事業といいますか町の補助制度等々の考え方はあるのかということでございますけれども、それぞ

れ商工会なり建設業界から次年度に向けた住宅リフォーム等々の要望がありますのでそういう中で検討をしてまいりたいと思っているわけでございます。

以上、かいつまんで5点の質問について答弁をさせていただきました。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） まず、情報通信技術を活用した教育の実践の中身をお聞きしました。今、電子黒板をそれぞれ小学校に1台それから仁宇布小中学校に同じく1台、中学校にも1台ということで三学年でそれぞれ回して使っているということになるのだろうと思いますが、この導入にあたっては非常に拍手を送りたいと思っております。今、国は平成22年から総務省と文科省でそれらの機器を使った推進事業というものをすでにやっておりますが、それに先んじて導入したことは非常に拍手を送るべきだと私も考えるひとりなのですが、ただ、非常に成果を聞く中で今の環境からすると各教室に電子黒板は1台と、さらには今校内の無線LANは立ち上がっているのですからそれにプラスしてタブレットPC、それらも導入の中味になっています。それらのことについて今後、今までの運用の実績、これから課題の中にはそれらのことも導入を今後するように考えておられるのか、それらについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 電子黒板を各教室に1台というお話しがまず前提としてあったわけですけれども、今の状況の中で電子黒板という形が良いのか、電子黒板も液晶タイプと映すタイプとありますけれども残念なことに先程お話ししたのですが電子黒板を対応とした色々なシステムの開発というのが現在進んでいないというのが実態でございます。それはなぜかといいますと、今ご質問がありましたけれども総体が電子黒板というよりはタブレット化が進んできているという現実があります。文科省の方でもタブレット化については昨年から全国の指定校を持つ中で研究活動が進められているというのが実態でございましてこれがどのように使われるのか、どういった課題があるのかというのが今文科省としては検証をしている最中であるということで具体的にそれをこういう形でやっていくのだという方針はまだ出ておりません。そういうことを考えますと今の段階でそれを推進していくという状況よりはまず国の動向等を考える中で、将来は言われる通りそういったことが進んでいくことがおおいに考えられます。そういうことも十分見極めながら必要な時期に検討をしていく必要があるのかと考えております。それから電子黒板というよりも学校の状況等を聞きますと電子黒板そのものよりも言ってみればプロジェクターを介して授業で使うという方がより有効性があるということがありますのでそのようなことも十分検討していかなければならぬと思います。現在プロジェクター等も一定程度入っており

ますけれどもそういったことも十分検討していきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これから時代の中ではこれらの電子情報機器を活用した教育の仕方というのは子どもたちの持っている可能性をどんどん伸ばすという部分では非常に有効性があると思うひとりであります。たまたま文科省が進めている中で北海道では1校ですが、石狩の浜益小学校という小さな規模の学校ですが文科省と協議を進める中で結果的には予算が下りなかったのですが独自に規模を縮小した形で何としてもやりたいということでお、1,500万円程度の予算を配分してこれらの事業にすでに取り掛かっています。やはり、大きな都市が情報がたくさんあって小さなへき地といわれる部分が情報をなかなか共有できないという部分ではこの装置を使った教育というのは非常に有効な働きをするのではないかと思いますが、その辺の進め方について文科省の動向などを見ながらということでありましたけれども他の市町村の環境を見ながら有効に進めていくべきだと思うのですがその辺の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今回の電子黒板の利用を見ますと導入したは良いけれどもなかなかソフト的なものが全体としてついてきていないというのが実態だと思います。そういう部分では先生方が努力をされてそれを有効活用していただいているというのが実態でございます。やはりハード的なもの、それからそれ以上に教材としてどうやって使っていけるのか、そういうソフト的なことがやはりしっかりしてこないと、特に電子機器を入れて3年もすると時代遅れという形で良いところ5年くらいで更新をしていかなければならぬわけですけれどもそういったことを考えますとやはり今おっしゃった他市町村の道の状況もそうですけれどもどの程度成熟といいますか現場として有効に使えるのかということを十分見極めた上で検討をしていかなければいけないと思っています。情報教育という形でパーソナルコンピューターが導入されてから非常に子どもたちがそういった部分での情報を得るという部分については有効な手段としてパソコンを1つ持っていますとそれで見られる世界というのは都市も田舎も関係ありませんからそういった面では有効な形になっておりますけれども、反面そういった部分を使いながらそれだけを信じてしまうという恐ろしさもあります。ですから、実地体験ということを並行しながらどのようにやっていくのか、それはこれから状況を十分見極めながら取り組む部分については積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 非常に前向きな答弁をありがとうございます。ぜひそれらのこと

については子ども達の将来のためにも非常に有効だと思いますからなるべく早い時期に一つ一つ積み上げをして実現していただきたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの活用について私の方で非常に取り組みが消極的ではないかという質問をさせていただきました。これはひとつの根拠がございまして、実はメガソーラーの質問で昨年の第3回定例会の時に一般質問をさせていただきました。その時にやはり返ってきた答えはなかなか難しいひとつの結論が出ているというお話しがございました。その理由というのはやはり積雪地にあるということと寒冷地であるということが太陽光発電の部分では非常にマイナス要素で手をつけていくまでには至らないという発言をされたと記憶しております。また、今年の第3回定例会の小口議員の質問に対しましても同じような答弁をされております。先ほど質問しました北海道再生可能エネルギー振興機構の発起人に名前を列ねていなかったということについても消極的と映らざるを得ない状況にあるのではないかと思っているところであります。一步踏み出せないその理由のひとつに積雪と寒冷地というその2つを理由に挙げておりますけれどもその辺のところの押さえといいますか本当に積雪地で太陽光発電は不向きなのか、寒冷地だから不向きなのかというその辺の具体的な根拠というものはどこにもっておられるのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） お尋ねの件でありますけれども、積雪寒冷地、俗にいう一般的に不利な条件といわれているわけでございます。しかしながら、その中にあっても雪の反射だとかそういう部分も一部あるのだということ等についても我々は押さえているつもりでありますし、ただ、完全になにがなんでも不利だということだけではないと、ただそこまでには至っていないということを申し上げているわけでございまして、すべてがそこに起因しているのだということではなくて問題は簡単に一朝一夕にいかないのだということを申し上げているわけでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 一朝一夕にはならないということも分からぬでもないのですが、しかし、日にちはどんどん経過していきます。国にあってやはり3.11以降、再生可能エネルギーの問題というのは非常に今緊急の課題としてあがっております。北海道にあっても今日も道議会が行われておりますが当面の懸案事項のひとつとして次期連携地域政策展開方針の素案の中にとりわけ道北地方にあっては新規の事業としてこの新エネルギー導入促進のプロジェクトを立ち上げるという文面も見聞きします。また、全国農業協同組合中央会にあっても脱原発を決議して太陽光発電や小水力発電の事業化に取り組むという形

でとりわけ農業用水に着目した事業展開を始めるということすでに動き始めています。また、それを受け農林水産省も再生可能エネルギーによる発電を推進する方針を打ち出して道内でも1次産業の導入可能量を探る、そのような動きもすでに動き始めております。一朝一夕とかあるいはじっくり検討を加えてということは確かにわかるのですけれども今はもうその時期を過ぎたのではないかと、すでに走り始めてもよいのではないかと思っております。その辺の検討の時期がいつまでなのか、それについて先ほど町長は決して消極的ではないのだということを言われました。その消極的ではないところの姿をどのような形で見せていただけるのかということについて伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 消極的でないということにあえて弁明するわけではありませんけれども、新総合計画だとそういう中でも謳い込みながら色々検討を加えているというのは事実でこれは議員もご理解をいただいていると思っております。太陽光であったり木質バイオであったりさらには氷雪熱であったり農業系のバイオマスであったり畜産系のバイオマス、さらに大きく言えば風力であるとかこういうものも色々検討をさせていただいているという状況にあるわけでございます。そして、その中にあって先ほど答弁しておりますけれども中学校の太陽光を試験的に取り組むということも事実として積み上げているわけでございます。そしてまた、北海道も色々取り組みが重点項目としてなされているという話でございます。上川総合振興局の中にも省エネ新エネルギー導入推進会議等々がございまして、これらは全町村を網羅しておりますので私どもも参加をしながら色々勉強をさせていただいているということでございまして必ずしも消極的とみられるのは少しいかがなものかと、一生懸命やっているということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 消極的ではなくて少しずつ動いているのだという話は理解いたしますが、先ほどの北海道再生可能エネルギー振興機構はすでに発足しています。設立時の発起人の中にはこの近隣で言いますと音威子府、中川、名寄、士別、剣淵、愛別、比布、幌加内、ある意味豪雪地帯・寒冷地帯の首長さんがそれぞれ名前を連ねて何とかこれらの地域的な問題を解決する方向性を進めたいということでの意思の表れだと思います。先程、町長は設立後の中身を見てということでございましたのでぜひ設立発起人でなくとも結構ですからぜひここに参加をされてさまざまな情報を取寄せながらこれからの再生可能エネルギーの町の可能性と実際の実用化に向けて取り組みを進めるべきではないかと思いますがその辺の判断をどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今議員がおっしゃられた設立当時といいますか発起人に名を連ねた管内の町村これらは私たちも押さえているわけでございます。そしてまた会費といいますか冒頭5万円かかるということでありまして、お金にこだわるわけではありませんけれども何にかかるのかということもあるわけでございますけれども、ただ、北部的に一生懸命取り組もうとしてこういうところに参加をしているということで我が町はちょっと遅れているのではないかというご心配があるわけですけれども、そうではないというご理解もいただけるのかと思っています。そして一生懸命取り組んでおられるのではないかと一般的にみられる近隣の下川さんだと太陽光を一部住宅に取りつけたりしている部分で和寒であるとか、こういうところはこの発起人会にも我が町と同じように参加しておりません。だから必ずしもこれに参加したから云々ということではなくて、こういう一面を持っていわれるるつらいわけでありますけれどもそれはそれとして今後もう少し検討を加えていきたいと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 是非、1日も早く加盟をしていただきたいと思います。すでにさまざまな取り組みをしているところは取り組みを進めているのですからその辺は判断でしょうねけれども必要がないと思ってそれに入っていないのだろうと思うのです。取り組みをしていないところとはまた別の問題を考えるところですが、私もそうなのですが雪が深い、それから寒い、しばれる、その2つはマイナス要素として常にあるのですが、太陽光の問題は色々勉強をしていきますともうすでに江別市あたりは市役所の壁面に90度と75度の太陽光パネルをつけて3年目になるのですがそういう実証実験を始めています。それらの実証実験の結果をみるとまさに私たちが思っていた積雪の問題に対してはひとつクリアをしています。それから寒さについても特に関係ないと、むしろ先ほど町長が言われたように雪の反射光が逆に予想した数値よりもはるかに大きい発電量を生み出しているという結果を2年間の中で実証しております。太陽光のパネルの角度も江別の小学校の校庭を使ってやっているのですが、それについてもそれぞれ角度を設けながらやった結果として45度以上の角度があれば雪の問題はクリアできるという結果が出ております。ですからぜひ、私もそうですが今までの頭の中からマイナス要素であったものを実はそうではないのだということを再度検討されて一步前へ進んでいただきたいと思っているわけですが、先ほどおっしゃいました下川町は全国の中でも環境モデルとして全国13カ所のうちの受けているところです。全国13カ所の中でも町村として受けているところは下川町と高知県の梼原町の2つだけなのです。梼原町の取り組みもすでにさまざまな取り組みをしておりまして南国でありますけれども2基の風車を設置をしてその風車から起こる電気の売電、売っ

た電気の収入が3,500万円ほど出るということです。それを原資にして環境基金に組み入れて太陽光発電やあるいは南国ですから太陽熱の温水器ですとかあるいは冬場のペレットストーブの設置費のそれらの助成に具体的に使っているということで太陽光については1キロ当たり20万円の助成を出しているということです。昨年の3月時点で既に105件の家庭でそれらの設置を済ませて、公共施設にあっても22カ所の設置が既に済んでいるということです。他にペレットとか色々やっているのですが現在のエネルギーの自給率は28.5%という数字を出してあります。これを2050年までに100%にしたいということで取り組みをしています。ある意味我が町も雪など大変な部分はありますがそれを逆手にとって地産地消のエネルギーを生み出す町にすべきだと思っておりますが、なかなか前へ進まないということもわかりますがそれらの補助制度を特に北海道にあってはもうすでに25件の補助制度があります。道内にあっては市町村の補助制度一カ所で一市町村で2つ3つというところもありますがトータルで出しますと117件の補助制度を各市町村がやっています。特に太陽光にあっては74件の補助制度を実施しています。ですから、石橋をたたいて渡ることも大事ですがこういう社会的な機運の中で今がチャンスですからそういう補助制度を設けて一般家庭に太陽光発電なりをしっかりとしてもらうような形の制度設計をしてはいかがかということで今一度その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほどから申し上げている通り、とりあえず中学校に設置をしながらその江別市役所にパネルをついているという話は私共も押させております。そして中学校に付けるのも屋根だけではなくて壁面にも付けるということで、そういうことも併せてやってデータ的に少し採れたら良いと思っております。そしてその全体的なウエートからいくと今の段階で設計の段階でそういう話を聞いている段階でありますけれども4~5%程度の電力の確保がその中でできていくのかということでそういう面では少し実用化に近いようなデータがとれてくるのかと思っているわけでございます。それと、ご承知のことと思いますけれども我が町にも太陽光のパネルをついている住宅が2カ所ほどあるわけでございますが、しかしながらかなり古い物だと押させておりますけれどもあまり芳しい状況ではないというのも事実であります。そういう部分については相当積雪寒冷地という部分がネックになってきているということも事実であります。しかしながら、今ご案内のように雪の効果だとかそういう部分も相当出てきておりますので全体的にどう捉えてやっていくのか考えていかなければならないと思います。色々なエネルギーを新エネルギーとして考えなければならぬわけですけれどもご案内のように一番この辺で適していると思

われるのは積雪寒冷地ではありますけれども太陽光がひとつ大きな要素だと思っております。それと、資源が豊富でありますから林業の資源、農業の資源がどこまで使えるかは別として、やはりバイオマス的なものは考えていかなければならぬと思います。あと水力であるとか風力というのはこの地域にあっては難しいということが言えるのではないかと思っているわけでございます。先日の新聞でありますたが滝川がかなり私有地を確保してやりたいということが出てきておりますので、あそこも相当のドカ雪に近いものが降る地帯でありますからそれらのことも我々は動き等を十分見ていかなければならぬと思っているわけでございます。町がある程度思い切った旗振り等々をやるとすれば相当な覚悟と段取りをしていかなければならぬわけでありますからその辺を町の方針として出す場合にどうするのかということをじっくりと考えていかなければならぬということで、そういう意味で一朝一夕にはなかなかいかないのだということを申し上げているつもりでございまして、取り組まないとか消極的だとかそういうことではございませんので一生懸命やっているということをご理解いただきたいと思っております。また、町の補助制度は新たに作ってと聞こえるわけですけれども、今までの補助制度の中でもそれは使えるようになっております。独立させるかどうかは別としまして新しい制度の中で全体的な制度の中で住宅政策の中でそれらも加味していくけるように考えていかなくてはならないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私の認識違いであったということであれば謝らなければならぬと思いますが、本当にこれから再生可能エネルギーというはある意味無限大といつてよいほど北海道は特にあります。町長の方からも太陽光が一番ではないかという話をされましたか、風力についても我が町は非常に風がない町ということではあります苦前の風力発電所を見てきたときも大きなものは風速4メートルで回るということです。大きなものまで必要かということは別としまして、例えば美深町の中でも仁宇布地区あたりは非常に風の通り道なのか年中強い風が吹いている地域なのです。今回の低気圧の折にも窓ガラスが割れたところが何ヵ所もあったという話も聞いております。風力発電は突風では起こらないので常時年間を通してどの程度の風が吹いているのか、それらの調査を一度やったら良いのではないかと思うのですけれども、それらを積極的にやることで可能な地域であれば風力発電も小さな小型のものからありますし、各家庭で使えるものあるいは事業所等で使えるものもありますしそれらの設置の可能性も生まれてくるのではないかと思いますがそれらの基礎的な風力発電が可能かどうか風の調査ともうひとつ先程小水力の発電は難しいという話をされましたがあちこちの状況を見ていきますと今流れている川だけでも落差が

なくても小水力発電はできるということが技術的に実用化はしています。特に農村地帯を流れる農業用水の利用ですとかそれらのことを考えると街灯1本でもあるいは地域の施設ひとつでもそういったことで貢えることもこれからは可能になるという時代になっていますからそれらの基礎的なデータを取る努力をしてほしいと思うのですがその辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 色々調査をしてくださいということではありますけれども、風力について少し申し上げたいと思います。風力発電に必要な風力は6～7メートル以上なければならぬと一般的に言われているところでございます。そして、できることなら8がほしいという状況でございます。風の出現率といいますか実際に常に吹いているという出現率で申し上げますとこれは30%以上なければ厳しいということでありまして、ひとつの最低条件ということだそうです。そこで我が町の気象条件の関係でありますけれども我が町の市街地では3.9程度しかありません。山間部で大体6くらいあるのかと思っております。それと、我が町の出現率といいますか風の出現率等については28%程度というデータ等も我々は持っているわけでございます。風力については戦後の話でありますけれども清水に開拓当時電気がなかった時代にそこに風車を作ったわけですがほとんど稼動しなかった状況で終わっております。そういうことが過去に我が町の歴史の中でもありますなかなか風力というのは海岸線と違って難しいのかと思っておりもます。それと、水力ですが一般的に水はどこにでもあるのではないかと思われるがちでありますけれども水力は非常に難しいといいますかやっかいなものであります特に水を使うには水利権という絶対要件があるわけですけれどもこれは現状のところ水利権を確保していくということはまず今の段階で水力発電に利用していくということは我が町としては不可能ではないかと予測しているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今後の展開を期待するところですが、今緊急の中学校の改築に向けての太陽光の発電の件で先ほど町長の方から壁面型も考えているという話がありましたけれども、今の段階でのパネルの具体的な数ですとか発電量ですとかその辺のところの押さえがあればそれを聞いて最後にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 先ほど町長の方からご答弁申し上げました通り、据え置き型と壁付け型を試行的にしてみたいと考えております。ただ、壁付けの部分なのですけれどもなかなか有効につけられる場所が少ないものですから小さな面積になりますけれども一定

程度データは取れるのかと思っております。今のところ考へてるのは壁付けではパネルでいきますと4枚程度で約1キロワットアワーくらいでそれから据え置き型では60枚程度のパネルの規模になるのではないかということでトータルで14キロワットくらいになると思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、9番 岩崎君の質問を終わります。

次、3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 先ほど9番議員も冒頭申しておりましたけれども、今日は11日ということで3月11日の大地震というのがまだ記憶に鮮明に残っている中で発言もあったのだと思いますけれども大変な大惨事の中から日本国民皆が連携することの大切さ、絆というものを改めて知らされた大地震ではなかったのかと思っております。我が町でもそのように感じた住民はたくさんいるのではないかと思っております。たまたま美深町ですけれどもこの議会の始まる前日まで大変な大雪になりまして職員も含めて大変な苦労をしてきて未だに奮闘中ではないのかと感じております。大雪といいましても地震と比べたら比べようがないようなものでありますけれども大雪が一度にドンときたときに誰が悪いかそれが悪いということではなくてこういう時こそ官民一体となってどう乗り切るのか、そういうことに対してみんなが協力して物事をクリアしていく、そのような協力態勢の整った町になんとかしていくものかと思っております。その中で異常ではあったけれども非常時というほどのものではなかったわけですけれどもこういった何か突発的な非常事態の時には日ごろの生活の積み重ねというものが大事になるのかと考えております。町も色々な住民が快適に生活が送れるようにということで対策をたくさん設けているわけでありますけれどもその中のひとつとして高齢者支援、地域福祉という観点から質問をさせていただきます。

我が町、美深町は今日まで福祉のまちとして色々な福祉機関の整備でありますとか色々な事業に取り組んできたことだと思います。このことは町長もおそらく認識をしているので各方面でそのようなことを述べられているのを私も耳にしておりまし、私自身も美深は福祉のまちとそのように感じてきたところであります。ところが近年の環境変化で特に長年にわたる過疎化さらに少子高齢化による急激な人口構成の変化は我が町がこれまで進めてきた高齢者福祉対策を上回るようなスピードで進行してきております。これは現在どこの自治会も大変大きな課題となっていることではないかと思います。このことを住民も大変よくご存じであります今後美深町で生活していくうえで大変な心配ごとのひとつになっ

ているのではないかと感じております。これから美深町として目指す地域福祉というものをこれは第5次総計にも載っておりますけれども住民皆がかかわり住民同士の絆が深まるということから支えあいの精神が構築されていくと私は考えております。今後もこの美深町が名実ともに福祉のまち美深といつていけるよう、また住民が安心安全を実感できるよう新たな発想のもと高齢者対策、地域福祉というものをよりいっそう充実していくことを求めるものであります。その中で次の3点について質問をさせていただきます。1つ目として、先月あたりから新事業として町内の町民を対象にした高齢者サロンの開催また認知症サポーター養成講座というものを進めてきておりますけれども私も少し参加させていただきまして大変町民にとってはありがたい事業を進めていただいたと実感しております。大変有効な事業であると考えておりますので、ただ単に進めたということでなくて当然目標をもって進めてきていることと思いますけれども、その中でどの程度の目標、特にどの程度の町民にこういうことをしていこうという数字的な目標を設定しているのかどうか、まずこの点をお聞きしたいと思います。

2番目に、高齢者が増えて色々な介護をする方もどんどん増えてきている実態の中で実際に家族の中でもこういう話をうかがったわけですけれども金融機関等を利用する際に身分を証明するものに手間取ることがよくあるということで、顔写真付きの身分証明書を持っていない高齢者もいるということで高齢者に対する顔写真付身分証明書というものを町として発行できないかどうか、この点について質問をさせていただきます。

3つ目としまして、今後在宅介護の比重が高まっていくものと考えられますけれども、今後見守りですか配食、もう既にそのような時代に入ってきているわけですけれどもまだまだ多種多様な生活支援サービスが必要になってくるものと予想されます。住民の支え合いというものがこれらの問題の解決に有効になってくるということは先ほど申した通りでありますけれども、今後はこれまで通りということではなく具体的に新しい発想をもって対処していく必要があると思いますけれども当然町長もそのように思っているものと思います。今後美深町が向かう高齢者地域福祉の充実のために町長の考えている将来展望というものがあると思いますのでそちらについて考え方をお伺いいたします。

以降は自席の方で質問をさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 社会福祉、特に高齢者支援、地域福祉の充実ということで3番議員から住民とともに支え合いを目指してということでご質問をいただきました。3点ほどの質問でありますけれども順を追ってご答弁をしたいと思っております。

1つ目の高齢者サロン事業であります。これは北海道の地域支え合い体制づくり事業の補助を受けまして地域単位での介護予防であるとかこれらの教室を展開するものでございまして、ひとつは高齢者の閉じこもりだとか予防、健康づくり、生きがいづくりを支援する目的を持っておりまして本年度は3番議員はご理解をいただいていると思いますけれども第5町内会をひとつのモデルとして試験的に地域と連携をした取り組みをさせていただいているわけでございまして、5町内の会長さんでありますから詳しく積極的に理解をされていると思っておりますけれども認知症センター養成講座というものをやっておりまして全国の運動として自治体だとか企業等に講座を開催しているということであります。できることならこれらの理解が進み、認知症の人や家族を見守るセンターを養成していきたいというものであります。本町においてそういう意味では第5町内会で認知症のセンター養成講座というものを開いていただいているわけでございます。そこで、数値目標というお話しでありますけれども、今の段階で数値目標というものは持っておりません。あくまでもモデル事業であります。そうはいいながら地域の事情を考慮しながら着実に事業の展開を図りながら他の町内にもできることなら展開をするようなことになっていけばと良いと考えているわけでございます。

次に、高齢者が金融機関に出向いた時に身分証明というものを求められるのでそういう身分証明書的なものを発行できないかという話でありますけれども、これは議員にご理解をいただいていないのかと心配しているのですけれども、実はこれはあります。総合窓口に行ってもらえば。大変失礼な言い方ですけれども勉強をお願いしたいと申し上げたいと思います。私自身もこういう顔写真付きの身分証明書を作っております。必要な方はいつでも写真付き、写真なしで出す制度が確立しております。これは全国的に確立しておりますのでご理解を賜っておきたいと思っております。問題はどうやって住民の支え合いを地域みんなで作っていくのか、これは非常に言葉としては良い言葉ですけれどもなかなか現実としては難しいものがあります。しかしながら、その課題、支援体制さまざまあると思いますがこれはやはり行政そして自治会、民生委員等々と日ごろの連携が大事になってくると思っておりますので議員も色々な立場があると思いますのでその辺を行政と共によろしくお願い申し上げたいとお願いをして答弁に変えたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） まず一つ目についてですが町長の言われたとおりで私も関わらせていただいた中での発言だったわけでありますけれども、モデル事業として今後どのように展開していくのかということが課題のように感じますけれども、非常に良い事業と受けとめておりますのでぜひとも次の段階に展開を期待するものであります。その中では数値

目標と言いましたのはただ単に目標に向かってどうするかということだけではなくて私が考えている部分に関しましては例えば認知症サポーターは町内でも大変関心がありまして20名ほど集まっていたいわけですけれども若い世代の人ももう少し集まってもらいたいという話の中から昼間でなくて夜でも集まった場合にはそういう講習は可能なのかとお聞きしましたら可能ですというお答えをいただきました。そういうことでなかなか普段昼間仕事等があって来られない若い世代の方々にもそういう機会を設けられるようなことも出来そうでありますので、例えば受講したらオレンジのバンドをくれるわけですけれどもそういう人が町の3分の1のこれだけの人が講習を受けた人がいますというのが実感としてわかりますとやはりそういう制度の中で町民の中でそういうことをやっていますだけではなくて安心感として伝わる部分があるのではないかと感じてノルマとしての部分ではなくて町民に対するメッセージで色々な取り組みの中でこれだけの人が出席しましたと、これは目標といいますか実績数といえるのかもしれませんけれどもそのためにも目標を持って、そしてみんなが受けていることだから受けたいとかという形で1つの弾みになるような形の目標の付け方ということも必要ではないのか思っているわけです。ぜひともただ回数だけが目標ではなくてその回数の結果トータルでこのくらいの人に受講してもらえたという実績になるような目的というものを持って今後他の町内会との中でもぜひ活用していくいただきたい部分かと思っております。私の町内では一応今年度中ということで設定しておりますけれどもぜひともそれ以降に関しても続けていけるよう取り組んでいきたいだときたいと思っております。

2番目に関しては大変申し訳ありませんでした。認識不足ということでこの件に関してはそういうことがあるということで必要な方にはぜひ窓口で申請をして利用してもらうようお伝えしたいと思います。

1番の今の質問に対してお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） サポーター等との関係についても冒頭議員からもお話しがありましたように私の方からあえて住民とともに支え合いを目指してということで答弁をしていくわけでございまして、地域の皆さんのご理解をいただきながら地域事情等を考慮しながら着実にこれらを推進して今はモデル事業でありますがそういうことに取り組める要素等があれば取り組んでまいりたいと、今はモデル事業とそのように考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） モデル事業ということでお聞きしましたので新年度以降に関してはその成果を見極めて展開をしていけると理解をしてよろしいのでしょうか。

- 議長（倉兼政彦君） 町長。
- 町長（山口信夫君） そこまでは申しておりません。
- 議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。
- 3番（藤原芳幸君） 3番目の地域の支え合いについてもう少し町長にお聞きしたいと思います。先ほど町長が申しましたように私も同じく思っているのは、言うは易し行うは難しの典型的な話ではないのかと思いますが、難しいからこそやはり色々な知恵を出し合って1つでも2つでも進めていかなければならぬと、またそのような社会情勢になってきているということは町長も重々ご承知の上でそのような発言で、決してこのようことは難しいからできないとは言っていないわけですけれども、例えば地域の支えというのは当然なのですがそのようなことを行いやすい生活環境の整備というのもやはり一方で考えていく必要があるのではないかと思っております。すぐ取り組めとかそういうことではないのですが町の中に今大変空き地が目立ってきてると、昔は住宅を建てるというのは大変難しい作業で美深の成長期には郊外にどんどん建っていて町営住宅も郊外のほうにありますし、一般住宅も建てやすい郊外の方に建って現在は昔からあった住宅がどんどん空き家になって解体等されて中心部の空き地が目立つようになったということは皆さん承知のこととで中心街の空き地対策をどうしようかということもたびたび話題にあがるわけでありますけれども、その中心部というのは通院、買い物、役場に行くにしても大変便利な場所でありますのでそういう場所を利用した高齢者の共同住宅というものを考えてはいると思うのですが現実に向け、進める必要があるのではないかと思います。特にその中でも雪下ろしだとか除雪の心配のいらない、安心して入ってもらえる住宅の整備というものを今後早い段階で検討してもらいたいと思っています。特に、今は高齢化社会の中で夫婦そろっている方もまだたくさんいらっしゃいますけれども確実に独り暮らしの高齢者というものは増えていくのは間違ないと感じておりますので、そういったときに色々な制度的なものはこれから色々作っていかなければならない部分があると思いますけれども、公営住宅等ではなく高齢者の共同の住宅等がもあるのであればぜひ利用したいという町民がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。たまたま私の町内会にはケアハウスむつみの苑がありますけれどもあれは民間として、ああいう形で機能しておりますけれども町も提供できなかぜひとも検討をしてもらいたい部分でありますので、その辺に対しての町長の考え方なりがありましたらお聞きしたいと思います。
- 議長（倉兼政彦君） 町長。
- 町長（山口信夫君） いってみれば住民とともに支え合うという部分で議論をしたいと理解をしておりましたが、後段住宅であるとかそういうところまでいって私自身質問を受

けながら少し戸惑いもあるわけですけれども、支え合いをするにあたって例えば民生委員さんであるとか自治会さんからもご指摘といいますか、少し考えてほしいという従前の話がありまして我々も検討をしているわけでありますけれども、国においても少し緩和されるようでありますけれども実はプライバシーの問題がありまして自治会であるとか民生委員さんもなかなか出し切らないということもありますし、これはそうではなくて連携する意味で自治会さんなり、一定の方にどういう方が町内会の中におられるのかということを共通認識していかなければならないということで我々は今調査をして、わかっておられると思いますけれども調査をしながらこれをどう生かしていくのか、どう見守りをしていくのか、これがまさに地域見守り運動でございましてそういうことをやっていくということを取り組んでおります。データ的に整理をしておりますので地域支え合いということにつきまして一緒に進んでほしいと行政は非常に声を出すわけでありますけれども受け皿として町内会、民生委員というのは国から辞令が出てがんばってもらっている組織でありますけれども、特に行政、自治会としてはそういうところに目配りをして指導といいますか、そういうところまでお願いをしたいということでそのためには自治会として町内会として相当なお話し合いだとかそういうものの積み重ねが必要だと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。後ほど出たお年寄りの方の住宅だとかという部分については言われることも分からぬわけではありませんので色々なことを考えて今後の施策にどう結び付けていくのかということを考えていかなければならぬと理解をしているところでございます。ここで今明確に答弁するということは省きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 住宅のことに関してはそういうものはどうなのだという部分よりも、みんながみんなそこに入れるわけではありませんのでその中で例えば先ほど言った支え合いだとか協力体制が保てる環境といいますか、そういうもののひとつとして考えてみてはどうかという部分だったのですが、全体的に申しましたら町長が今答弁しましたとおり、まち全体の支え合いだとか町内会の中での協力体制をどう築き上げていくかというのを重要であるということは私もそのように思っておりまして当然質問をすると町長の方からも自治会の方でどうするのだということが返ってくるのが分かっていたわけですけれどもそのくらい自治会も真剣になって行政とともにこういう心通うまちづくりのためにはどういった協力体制を作り上げ、また実行していくのかということが問われていると思います。行政がすること、住民がすることを今一度、互いに理解した上で何が協力できるかということを再認識する必要が町民側にもあると私は感じております。そのためにも行政にもやっていただきたいと思うのは住民の的確なニーズというものがどこにあるのかという

ことを今一度調査といいますか、情報の収集をしていただきたいと思います。色々な会議の中で町長宛にまちづくりの中で提案等もたくさん受けておられると思いますけれども、それプラス住民の実際の生活の中でこの部分が何とかならないかという細かい部分に関しては町長もよく言っておられますけれども地域担当員をもっと活用したいということをどんな質問の中でも答えておられますけれどもまだまだそういう部分では不十分ではないのかと、もっと住民の生の声といいますか、そういうものを聞き取っていけるような形になっていかないのかと思っている次第であります。また住民にとっては行政頼みだけではなくて自分一人一人ができる事を認識していかなければならないのかと、出来る人が出来ない人に何ができるのかということをやれるようなまちづくりが必要になるのかと思います。そのためにはその環境づくりとして声かけだとか手を貸すということが当たり前と思える社会が私は大事かと思うのですが、そういったものを町の中の考え方として、手を出すことによって大義名分と言ったらおかしいですけれども町民みんながそういう支え合いの中でまちづくりを進めていこうという形になってくれば声をかけるあるいは困った人に手を貸すというのが少しやりやすくなるのかと思います。そういったこともまち全体としてスローガンとしてもっていけないのかと感じているわけでありますけれども、色々な話が入ってしまって申し訳ないのですけれどもまちづくりに関してまず住民の的確なニーズをつかむようもう少し工夫をしていただきたいと思いますが町長いかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 私なりに住民のニーズといいますか、そういうものは的確につかめという話でありますけれども私なりにつかんでいるつもりであります、一般論的に関連的に言われて具体性がないので困っているのですが、私ども行政としては住民の足の確保が非常に大事であるということで具体的に今バスの運行であるとか買い物の対策をどうするかという部分を含めて取り組んでいるということは議員にもご理解をいただいていると思っておりますし、さらに福祉に関する除雪対策等々についても考えているわけでございます。そのほか、低所得者対策等々についても今議題について提案をしているということについてもご理解をいただいていると理解しております。一般論的に関連的に言われますと何が何だかわからなくなりますけれども何か問題があればご指摘をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 少し焦点を絞って発言を願いたいと思います。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今町長から足の確保をしっかりやっているというお話しがありましたがフレンドバスのことを言っておられたのだと思うのですが、フレンドバスも日曜日

や町の行事のあるときにも運行ができるようになって大変喜ばれていると思いますけれども、郊外で特に恩根内地区まで行った場合にはせっかく町の中でイベント等があってもここまでくる足がなかなかなく名士バスもあるのでしょうかけれどもうまい具合に確保ができないということで行事等のある部分だけでも何とかならないのかという意見を私も聞いたのですけれども、その辺に関してスクールバスは日曜日は当然休みなわけですけれども郊外と町の中心部との繋がる足の確保という点で今一步踏み込んだ形のものができないのかどうか。検討していただけないのかと思うわけですけれどもこの件に関してはどう認識されているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 質問の趣旨、自分の冒頭の質問の趣旨ははずさないでほしいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 再質問ということで町長から足の確保の話も出たものですから聞いてしまったのですけれども、まちづくりということで環境が変わる中でやはりこれまで通りの実績というのも当然必要なわけですけれどもそれプラス新しい発想を加えていかないと今までの進めている事業も手詰まりになっていくのではないかという思いがあります。そして、新しい発想プラスこれまでの経験というものを両輪として今後のまちづくりにあげていけたらと思っております。そして、声を出していくことも大事でしょうけれども職員もそれなりの能力のある職員もたくさんいらっしゃると思いますのでそこに町長のリーダーシップを持っていただき一歩ずつでも新たな発想をもって第5次総合計画の中にもこういう理念を謳っておりますのでそこは町長の一言の方が私の一言よりも影響力があるといいますか実現に近づけるのではないかと考えておりますので最後に町長の考え方を持って職員ともども難しい問題と意識しておりますので私もできるものは提供したいと思っておりますけれども、ぜひ町長のリーダーシップのもと、難題だからこそ一歩でも二歩でも進めていただきたい、そういう思いであります。なかなか抽象的で申し訳ないのですけれども町長のリーダーシップのもと、このまちづくりにひとつでも新しい風を吹かせていくって次の年につながるようなものを期待する部分でありますのでそのことを町長の意気込みを最後に聞かせていただきて質問を終わりといたします。

○議長（倉兼政彦君） これは高齢者支援に対する答弁でよろしいですか。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） はい。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 職員ともども一生懸命で福祉行政、社会福祉に取り組んでいるということでご理解をいただきたいと思っております。具体的に今申しませんけれども取り組んでいるということを申し上げておきたいと思っています。ただ、先ほど地域担当員のことに触れられましたけれども増強しております。これについてはご理解いただきたいと思います。そして、その利用等についてお話しがあったわけですが、増強してよかったですか悪かったのか評価が出ないでもう少しという話でしたが、これは増強しております何をしたらだめだとそういう制限はしておりませんのでもう少し利活用ということを地域や自治会なり町内会で工夫をしてほしいと思います。張り付けている地域担当員はそれに応えるようにしております。町長のリーダーシップだとそういうことではなくて自らともに連携する、作るということで職員を上手に使ってほしいと思っております。これはそれぞれの担当員のサービスの部分に入っていくのだろうと思いますけれどもそれを含めて申しておりますのでそれをよろしく考えてほしいと思っております。特に、モデル事業として第5町内会に先ほど言った色々なことをひとつのお話がございましたけれどもこれは住民に周知されるよう努力をしていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君の質問を終わりますけれども、町長に一点をお願いをしておきます。先程、顔写真付身分証明書の話がございましたけれどもこれは住民に周知されるよう努力をしていただきたいと思います。

それでは次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私からは環境衛生と産業の2項目について質問いたします。まず、環境衛生の部分であります。件名としましては環境保全と安心安全な住民生活を守る施策はということであります。質問の要旨でありますけれども、今日の身近な自然環境の減少など環境問題をはじめ地域の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の問題に直面をしています。町の基幹産業である農業では稻作、畑作、酪農、林業は自然産業でありまして自然環境を保全して成立する業種だと考えております。地域を活性化するためには環境への負荷の軽減など積極的な環境保全対策が必要であります。道北の秘境松山湿原、道北で一番高い山函岳は良好な環境のまま保全をして子孫に継承していくことが私たちに課せられた最大の使命です。環境を守り育てる施策について伺うものであります。まず1つ目でありますが、第5次総合計画第1章で謳われております循環型社会の具体的な取り組み、たくさんありますがこの点についてまず1点をお聞きいたします。2番目、生活環境対策も充実してきておりますが今後における長期的な環境保全計画を作成すべきと考えるがその考えについてお伺いします。3点目、農薬や化学肥料の使用量を少なくして有機資源堆

肥化、これも議会で何回か申し上げているところでありますがこの堆肥化について具体的に力を出していただきたいということですが考え方を伺うものであります。4番目、小車の旧水銀鉱跡、戦争当時の水銀鉱発掘以来、戦後は廃止しているところでありますが水資源の環境対策等について課題はないのかについてお聞きをします。5番目ですが、河川の生息魚、生態系を守る対策というものをどのようにやっておられるのか、この対策等についてお聞きします。6番目ですが、例年植樹をしておりまして私も参加をしているところでありますがそれらの森づくりに対して計画ある対策というものが必要かと思うのですがこれらについての考え方を伺います。それから7番目ですが、飲み水でありますけどもこの大切な水源の涵養林、これらの保育、管理等について伺うものであります。

続いて、産業の項目ですが、1点目、商工業の振興施策の考え方ということで快適住まいづくりと商工業振興補助金制度は町民が快適に暮らすための住宅整備や商工業の店舗づくり補助でありますけれども今年度で時限措置ということになっておりまして今後の考え方を伺うものであります。まず一つは2010年から2012年まで時限措置で行われた3年間でありますが今年度が最終年度でありまして継続の要望があるがこれらの対応に町ではどのように考えているのか。さらに、これも似たようなことですが、補助事業の実績で3年間の交付額では5,800万円を超えております。地域活性化になり景気刺激対策として継続すべきと考えておりますが町長の考え方を伺うものであります。

以下については自席でお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、7番諸岡議員から環境衛生と産業の2項目についてご質問をいただいたところでございます。まず、1項目目の環境保全と安心安全な住民生活を守る施策等から順を追ってご答弁を申し上げたいと思います。

第5次総計で謳われている循環型社会の具体的な取り組みでございますけれども、本町の恵まれた自然環境は農林業の振興、観光の資源としてさらに私たちの快適な生活環境をはぐくむものであり、まちづくりの重要な基盤となるものであります。第5次総計の考え方方はこれら本町の自然環境を守り、ごみ処理体制の充実をはじめとする環境対策を進めることにより循環型社会の推進に寄与するものだと考えております。環境型社会の形成に向けた取り組みについては大変幅広いものがあるわけでありますけれども、環境への負荷ができる限り提言されるよう進めなければならないと思っております。具体的な例として、ごみ処理の分野においては適切なゴミ処理事業の運営、そして町民の理解、協力のもとでのゴミの減量、分別推進などに取り組んでいるわけでございます。引き続き、これらについては進めるものでありますが、ごみの排出量やゴミのリサイクル率などは全道、全国的

な平均から見ても良好な状況となっておりますけれどもさらに努力をしていかなければならぬと思っております。次に、今後の長期的な環境保全計画をどうするのか、作成する考えということでありますけれども、松山湿原、函岳さらに天塩川をはじめとする河川など本町を取りまく自然環境は豊かなもので貴重なものであり、これらを保全することの大切さは町民すべての願いと思っております。すでに松山湿原については北海道の指定する自然環境保全地域及び鳥獣保護区となっております。函岳についても鳥獣保護区に指定され、優れた環境の保全や鳥獣保護の対策が講じられているわけであります。ご質問をいただきました環境保全計画についても現時点では町として特別にこれらの保護区等々となっている関係上計画を重ねる、積み上げるという考え方は持っていないわけであります。農薬や化学肥料の使用量を少なくして有機資源の堆肥化ということのご質問がありますけれども、農薬や化学肥料の収量を少なくするという部分等についてはすでに第2回の定例会においても環境と調和した農業の推進についてご質問をいただきまして答弁をしているところでございますけれども、重複の部分もあるかもしれませんけれども町総合計画、農業振興計画を推進していくにあたり、環境と調和した安心安全な農業の推進を主要施策の一つとしており、これまで農業者の取り組みに対し支援を行っていくというものであります。さらに、特に昼夜の温度差の特色を最大限に生かした農薬や化学肥料の使用を必要最小限にとどめて栽培利益を徹底するなどの安全農業生産を図るクリーン農業についてはもち米生産組合においても早くから取り組んでいるところであります。さらに、平成19年からはエコファーマーの農家の認定がありましてこれを受けています。新たに技術を導入しながら化学肥料、化学合成農薬を慣行栽培の5割以下に抑えているわけであります。また、収穫後の稻わらであるとかそういうものも秋に圃場内にすき込みをしたり、有機資源化に取り組んでいるという事例があるわけでございます。ハウス野菜の振興作物でありますフルーツトマトにおいても特別栽培農産物として農薬、肥料ともに5割軽減による推進をしており一部カボチャやソバなどについてもこの取り組みを始めたところであります。斑渓堆肥場においては酪農畜産農家から排出される牛糞を原料に切り返し堆肥化をし、圃場に還元する自然環境型農業に取り組んでいまして、さらに今も支援をしているということでありますのでご理解をいただきたいと思います。環境問題や食に対する関心の高まりという現在でありますけれども、環境への負荷をできる限り抑えることによって消費者が求めるより安全安心な農産物を提供していくように努力をしていかなければならぬと、そして持続可能な美深農業の推進に向けて生産者団体、農協、普及所等々と連携をしていかなければならぬと考えているわけでございます。4番目の中車水銀鉱跡地に

おける水質環境の関係のご質問をいただきました。この鉱山は終戦後に閉山をされておりまして、すでに終戦後でありますから長い年月が経過をしております。また、鉱山の保安や公害の防止については所管する官庁は現在は経済産業省における対応が行われるものと考えておりますし、今本町として具体的な対策をどうするという考えは持っておりません。また、河川に生息する魚とか生態系の対策はいかがかというお話しでありますけれども、本町では自然豊かな山河により形成されていると認識をしておりまして郊外を流れる町の普通管理河川等においても改修事業は行われていないため自然のままの河川環境となっていると考えております。また、植樹ですが森づくり等の計画の対策のご質問につきましては美深町森林整備計画に基づく森林施業計画により伐採、造林、保育などの整備を実施し森林の保全に努めてきましたところであります。また、さらに平成25年、新年度から新たな森林計画によりまして面的なまとまりをもった施業を行い、持続的かつ健全な森林環境の増進を図っていくものであります。その他、7番目として水源涵養林の管理等についても質問がございました。先に述べたように水源涵養林についても健全な森林環境を目指す取り組みを進めているということでございますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、産業の振興で具体的には商業振興施策の考え方ということであります。これはすでに快適住まいづくりということで今年度が時限立法の最終年ということでございまして先ほども9番議員からご質問があり一部ご答弁をさせていただいておりますけれども、現在商工会や建設業界等々から継続を強く求められておりまして要望が強いと認識をしておりますし、また、一定の成果があるということも踏まえさらに実績等を踏まえて前向きに検討していくと考えているわけでございます。数字等については既に議員から補助金等々についてもおっしゃられておられましたので省きますがこれらのことについては新年度に具体的になるようにしていきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 具体的に各丸印の方に入っての質問を申し上げたいと思います。全体的な答弁の中では確かに色々行政側としてやっておられることについては理解をしているところであります。ただ、その中でさらにそれなりの考え方についてお聞きをするものでありますご答弁をお願いしたいと思います。まず、第5次総計の関係について循環型社会の具体的な取り組みということで第1章の1番目にこの項目というのが出てくるわけでありまして、これはもちろん循環型社会は具体的な取り組みというのは大事なことであります幅広い部分だと思うわけですが、先ほど同僚議員からエネルギー対策等

についても質問がされているわけですが特に推進活動ということで省エネの関係では23年度の主要施策の評価調書等についても行政側からの内容等について触れられているわけですが省エネの推進活動ということでCO₂いわゆる炭酸ガスの排出量の削減計画ということの見通し等について取り組まれているからそのうちに評価が現れるだろうという表現になっておりましてこれらについては対策が施されていると思いますが具体的に推進活動の実態についてまずお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 議員にはご理解をいただいていると思いますけれども、CO₂の対策等については先に示しているのは役場の削減計画といいますか、そういうものを示しながら取り組んでおります。ただ、全体的な省エネだとそういう部分については電球を換えるとか節電をするという対策をとりながらやっておりまして、また今盛んに街路灯の交換とかをやっておりますのでそれらの部分について今大枠としてこうだということは申し上げませんけれどもそういうことを一生懸命やってるということでCO₂の削減計画というものは企業だと一般市民を対象に求めるのではなくてあのとき作ったのは町の行政の中での対策であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この関係も一度やはり質問をしていて、幌加内では街の中の取り組みを含めてパソコンで見ますと具体的に出てるわけです。そういうことがあってあれから数年経ちますので出来ましたらそういうものを役場庁舎内だけではなくて全町民にこの取り組みが必要ではないかと考えておりますのでこの答弁を求めます。それから、新エネルギーについては先ほど同僚議員からありましたからこれについては良いのですが、ただ、循環型の熱エネルギー対策の可能性ということで間伐材等の現地搬出の検討を加えたということですがこれらの取り組み等についてどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 計画を作りながら事前に業界を含めて取り組んでおられて一部搬出等々について業界もしながらそして家畜の敷き藁というのに利用できるように取り組んでおられるということがあるわけですけれども、しかしながら、まだ全部が開始されている状況にはなっていないわけでありまして今後まだまだこれらの問題についてどう展開していくかということをさらに検討を加えていかなければならないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長答弁で十分わかる気がするのですが、これは今町長が言われ

るのは美深町林業経営安定化協議会がありますがこの中の計画を見直してまたは導入をする中で課題整理をしていきたいという考え方があるのですがこれについてはそのようなことでよろしかったのか確認をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） そういうことでよろしいのですけれども、ただ、なかなかその部分も収益性だとか色々な隘路がありまして、それと、材料がきちんと集まり切れるかと、色々伐採の仕方が色々あるのでしょうか、また補助がついているときにはかなり進むのですけれどもそういうものがなくなった段階でどうしていくのかと、受け皿となる部分、業界含めてありますけれどもその辺がなかなかきちんとした採算で儲けにつながらないような事業については積極的になっていかないという隘路があるものですから、ひとつの将来的な課題になってくると理解しております。しかし、取り組まないとそういうことはなくてその隘路があるにしても時代ですから使える資源は少しでも使う努力を模索していかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今後さらにこれが充実されることを期待するところであります。続きまして2番目ですが、生活環境対策ということで特にこのことについては公衆浴場等についても1軒あるところの休業体制が治ってやっておられたり、また有害鳥獣捕獲数等についても実績等にすると進みつつあるわけでありまして先ほどの町長答弁では計画等についてあまり考えはないようなお話しでしたが、ということは何を指して言われるのか、いわゆる生活環境対策等について変わった計画をすることがなく従来のものを継続していくという理解でよかったです。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） うちはどうちらかというと自然も含めて環境対策に配慮しながら一定のレベルといいますか、かなり良いと思っていますのでこのまま継続する努力を今後町民共々にしていきたいという基本的な考え方をもっております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 水洗化等については美深町はかなり進んでいるのですが起債償還は42年度までかかるということで、個別の排水処理施設等については平成47年まで起債を払っていく形になるわけですが、もちろんそういった形で水洗化していくわけですが、こういった時期になりますと色々な老朽化等を含めてそれらの対策も考えていかなければならないのではないかと考えますがそういう起債の償還の間に課題等を整理していく考えというのはどのように考えておられるのか、これについてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 質問の趣旨が理解できない部分があるのですが、下水道的に言えば下水道は市街地中心に、ただ必要な部分については少し拡張工事もやっているということであります。ただ、問題は個別排水等々がありましてこれらが個別排水を持っている人がいなくなるとかそういうこともありますのでそういうことをもう少し細かいことを想定しながらこれらのケースといいますか見ていく必要があるのかと思っております。今の段階で具体的に個別ケースでありますのでここでどうするというところまでは申し上げられないと思っておりますけれども、そういう個別排水も出てきているということで下水道等については理解をいただいていると思っているわけでございます。普及率なり経営的にもまあまあの状態で行っているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今、それを心配していたのですが、高齢化とか後継者不足といった中で個別の排水処理施設を作ったとしてもそれは投げていかれるのではないかということなのですが、今町長の答弁では個別にそれぞれの対策をしていくという理解でよろしかったのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） そこまでは言い切れないのですが財産の問題もあるわけです。個人持ちもありますし町有のものもありますし、そういうことも含めて使われなくなっているもの、将来使わないことが想定されることも含めてどういうことを考えていくべきか少し検討をしていかなければならぬと、やるというところまでではなくて検討をしていく課題になってきたと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 個別排水処理施設は非常に大切なことだと思いますが、これから導入をされていない箇所についてはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先程も申し上げましたように2種類がありまして町が持っていた部分と個人持つの部分があって個別排水については今後これ以上拡大していかないという方針が先輩町長の時代からありますて、その後それを引き継いでおりまして今それが必要かどうかそういうことも含めて考えていかなければならぬと思っております。ただ、昔のような汲み取り式のものはあまり今の時代にそぐわないというのは理解をしておりますけれどもしかし個人の負担になる話でありますからそれらを含めてどうしていくのかという一つの課題が出てくるのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 3番目に入らせていただきます。町長答弁の中でもフルーツトマト等の特別栽培の農産物等について色々取り組んでいるお話しがありました。確かにそういう点では向上されていると、美深町も稻作または畑作等についてもかなりクリーンの農業推進事業という形で進んできているように見受けられます。ただ、農地・水保全管理事業ということで平成23年度は203万円の補助を出した中でこういう水資源の環境対策等についてやっておられますが、今後新しいものをやっていくには非常に厳しいという話がございました。ところが最初の取り組みの時には美深町のおおかたを農地・水保全管理事業の中で今2カ所ですか、これを進めていきたいという考えがあったわけですがなぜ最近新規は厳しいという形になってきたのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 中身まで答弁できかねるのですが、農地・水は当初の段階から少し名前も含めて制度が少しずつ動いているのは事実であります。ただ、今やられていることがなくなるということではなくて少し変化はしていきますけれども継続していくということでございますのでご理解をいただきたいと思います。今選挙が盛んな時でありますけれどもこれらにも絡むのかもしれませんけれども即これが動いていくということにはなかなかならないのかと、制度設計が農水省の中でできているわけでありますからこれらは進んでいくと思っています。名前等々が変わる場合がありますけれども中身についてはそれほど変わらないで農地・水対策というのはやられていくということでございます。今は南と富岡に網がかかっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 土づくりの推進事業については町長は一生懸命取り組んできたところであります。ただ、23年度の評価等については達成率等についてはCランクで行政側でCランクを付けるということは土づくりの推進事業等についてはこれからの考えがあるのではないかと思うのですが、後については経済性なり有効性なり等についてはBランクAランクという形になっておりますが土づくり等についての今後の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口と信夫君） 農業をやる上でなんだかんだ言っても土づくりの整備というのが1番大事だと思います。その部分に一層力を入れていきたいと思っているわけであります。より具体的にいえば、酪農家の草地更新等が非常に課題を抱えていると思っておりますのでこれも農業者なり農協さん等々が具体的に動くということであれば町あるいは町単

独でもこういう制度を確立していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 具体的には項目の中で有機の資源堆肥化ということですが、現在堆肥場についてはJAの経営で行っているということですが、これらについてもできましたら有機をやっている中でも素晴らしいものが大事ではないかと思っていますが、ただ、終末処理場等からの課題等もあるわけですが今後も今の堆肥場をそのまま進めいくのか。よその色々な町村を見ると堆肥場については屋根がついているわけです。なぜ美深町はそういう取り組みができないのか、お金の問題だと思うのですが本来堆肥化は色々な理論があると思いますが私はやはり屋根をつけるべきではないかと思っておりますがその点の検討等についてお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） あの施設が出来てから20年以上経ったのかと、もう一度振り出しに戻って堆肥化云々屋根が云々の議論はここでは控えたいと思いますけれども、あの施設で堆肥ができていないわけではありませんし、有効的にできていると思っております。屋根のない施設はいかがかということありますけれども、無い施設もあるわけでございますのであれに屋根をかけるというのは大変なことでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 4番目になります。水銀鉱の関係については水問題であります水質検査等について特に経済産業省の分野であると言われていますがこの場所等について、町長は魚釣りが大変上手とお聞きしておりますからこの辺でも魚を釣っていると思いますがとりあえずこの場所が気になる場所なわけです。一度聞いてみようと思っておりましたのでこの際、調べられた内容等についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 問題ありという指摘ではなくて非常に気になるということでのご質問でありますから私なりに調べさせていただいたことについてお答えしておきたいと思います。ご承知の方もいるかもしれませんけれども、恩根内市街から小車川に沿って6～7キロ行ったところに沢があるのですがその合流地点から1キロくらい入ったところが旧水銀鉱といわれているところでございまして、当時株式会社東洋水銀鉱業によって開業、昭和13年には日本チッソ（株）に経営が委譲されているということで昭和16年に戦争が非常に激しくなっているので国策で帝国鉱業開発が参入になったと、しかしながら昭和20年の終戦により事業が衰退したとなっているようあります。水銀の毒性等について

は水俣病であるとかで一時有名になりました心配の部分があったのかかもしれませんけれども期間が短いとかそういう諸々があったのですが当時は小車川に魚がいなくなったとか死んだという現象が起こって地域の人がそれなりに心配された方もいたようですが、その後操業中止になって戦後しばらく経って私どもがこういう場所を知るようになってからはそういうことはないようあります。それと、監督官庁の関係は先ほど申しました経済産業省北海道産業保安監督部公害防止課というところであります。水銀鉱の正式名称は天塩水銀鉱山ということでありまして、現況は山林でございまして所有者は今民間人になっているという状況でございます。水質等については現在問題なしとしているわけでございます。これは天塩川の水質を開発等で調査をしておりましてそれぞれの観測所において総水銀量も含めて観測をしておりまして問題なしと把握しているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 河川に入ります。河川の関係について自然豊かな環境ということで生態系は良好という町長答弁をいただいたところであります。ただ、ちょっと河川で気になっていることがあります申し上げるのですが、ウチダザリガニの話が昭和初期北米等から食用の輸入があってザリガニのペストという病原菌を持っていて日本ザリガニなど在来種でありますけれども感染して死んでしまうということで生態系をかく乱するということで、最近の道新に出ておりましたがあまりあちこちにはいないと出しておりますが天塩川に8月でしたか川の横に色々あります、その時に網をすくったら大量に子どものザリガニが入ったということでありまして大きなものは10センチくらいのものがいたのですがこれは本来摩周湖のみに放流されて他所に出てこないものだと理解をしていたのがどんどん出てきているということで、非常に生態系が崩れるひとつになってきていると思いますがこれらについてはどのような認識をされていますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 私もあまり生態系に詳しいわけではありませんし勉強も出来ないでおりますが、私が子どものころから知っているザリガニは沢にいるような日本ザリガニだったと思います。天塩川にいるウチダザリガニは外来種だろうと思っています。それも異常な数がいるということで結構大きくなっているという話も聞かされております。ただ、これはどんな悪さをするのか、どんな環境を好むのか、繁殖力は非常に強いのかと、ただ、天塩川そのものが水質が汚れているとかそういうことではなくて水質は私の知っている子ども時代よりだいぶ良くなって改善されていると思います。一時カラスガイというの正式名称ではありませんけれども、そういうものも一時かなり減った時期がありましたけれどもそういうものもかなり復活しているということで水質はかなり改善されていると、た

だ、生態系については具体的にどうこうという部分までは答弁しきれないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 23年の町政方針の中で三日月湖の水の問題を取り上げております。ということはきれいにしたいということなのですが、この三日月湖は今日に至ってどのような対策をされているのか、またはどんな考え方があるのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 三日月湖は非常に汚れるということがありまして、そこには温泉、利用しているキャンプを含めて污水等が入っていく環境ということで少し心配なところがありましてそれらの対策について色々今までとてきています。議員もご承知のように何回か上部の方についてもヒシが大きく繁茂したりする場合については抜き草等を何回かやらせてもらったりたりしているわけでございます。その他、道の駅の方から少し汚れた水が入るのではないかということなどがありまして、それらの改善等につきましても色々やっているわけでございます。それから道路が大手の方から入っていたのですがそれらの道路等についても切り替え工事をしております。そういうことで現在三日月湖対策含めて対策をとらせていただいているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 6番目になります。植樹関係ですが確かに町は毎年500本程度の植樹をされておりまして、それなりの人数の方が参加された中で実施をされております。私の記憶では桜を植えた時期またはシラカバ等を終えた時期が2年ほど続いておりました。計画は今年度の末、2月から3月に計画が練られるということはお聞きしました。ただ、植樹についてはやはり50年100年の計画をした中の植樹体制をとるべきだと考えているのですが、私は標茶と厚岸に視察に行ってきましたが、美深町は年間500本ですが個人の呼びかけで3,000本を18年間やってきた、これを50年続けるというわけですからあと32年ほど3,000本を植え続けるということでミズナラなどの広葉樹を植え続けようということあります。広大な植樹計画を町の人間がやろうとしているわけで、もちろん行政も一生懸命やっていまして厚岸などはすごい参加人数があって行政も困るくらいの参加人数があるという話でしたけれどもこれらに関しての考え方を町長に伺うものです。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） わが町の山についてはご理解をいただいていると思いますけれども、大きくは道有林に依存をしております。国有林は山という部分ではゼロであります。

そして町有林は残念ながら 628 で本当に小さな面積しか持っておりません。民間が持つておられる面積にしても 5424 ですから非常に小さいものであります。従って、一割が町有林と民有林であとは道有林であるということであります。従って、町があるいは民間が造林計画を持つということは他の町村より持っている財産が少ないわけでなかなか難しあります。町としては今年も少し山を買わせてもらいましたけれども、町が取得して造林等々作れるものであれば私は基本的に町有林をもつことも検討して行って植林計画等々も作っていければよいという将来的に基本的な考え方をもっておりまます。山を持たないということではなくて持ちたいと思っております。それで、植樹祭等々でやっている植樹についてはごくわずかであります。民有林・町有林に広葉樹等を植える場所がありましたら適当な広葉樹を植えていく努力をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長が広葉樹にも力を入れたいということですからそういう答弁をいただければ幸せです。確かに 83% が道有林ということですが道有林も課題を持っているみたいなので協力をしながら今後とも進めてほしいと考えております。

7番目、水源の涵養林の関係なのですが、これも道有林の中で管理をいただいているところですがその辺の連携プレーというのはどうなっているのか。あるときお聞きしましたら鍵をかけていないと聞いたのですがこれらについてどのような管理を町側がしているのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今具体的に鍵の話が出たのですけれども、町有林等については鍵はかけていなくて道有林がかけております。道有林全部がかかっているとは思っておりませんけれども主要の道路については道有林がやっております。従って、森づくりセンターが鍵の管理も含めてやっている状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間がなくなりましたから快適住まいづくりの質問をさせていただきます。町長は商工会または建設業界から陳情を受けているということで理解をしています。ただ、美深町の予算の中で土木費、公共事業、ウエイトでは非常に少ない町であります。これについては教育費が突出しているのですがこれらの考え方を伺いたいと思います。まず根底に何かあるような気がしますが。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） ウエイトが小さいから公共事業といいますかそういう部分が少ないのでないかとみられる部分もあるかもしれませんけれども、公共事業というのは土木

費だけではなくて教育費、学校づくりだとかそういう諸々のものが公共事業でありますのでそういうところの貼り付け予算でありますのでご理解をいただきたいと思います。例えば、プラザみたいなものは民生費であったりということあります。土木費予算が公共事業だとそういうことではございませんのでご理解をいただきたいと思います。それと、先程来話題になっています住宅等々の次年度の対策については議員おっしゃる方向で努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 補助事業の関係では名寄あたりも時限立法を継続しているという例があります。下川などもかなり進んだ補助をしているということでありますので、美深町の前向きな検討を私からは期待をしまして時間はまだありますけれども質問を終了いたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、諸岡君の一般質問を終わります。

只今から、暫時休憩に入ります。

再開は13時30分といたします。

午後 0時30分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎ 日程第5 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 日程第5 議案第49号 美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について乃至議案第52号 美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造および公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第49号から議案第52号まで提出しております地域主権一括法に係る新設条例の4件について一括して提案説明をいたします。

いずれも昨年成立交付された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第1次一括法と第2次一括法そして介護サービスの基盤強化のための介護保険法などの一部を改正する法律によりまし

て法令による義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大が行われたわけであります。この法律整備に伴いましてこれまで国が定めていた基準を条例で定めるものであります。

第49号議案は介護保険法、第50号議案は道路法、第51号議案は河川法、第52号議案は高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法と申すわけでありますけれどもこれらの規定に基づいて国の基準に従うべきものは従い、または基準として参酌するものは参酌し、美深町の基準としたところでございます。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をしてまいりますので議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号 美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について。

美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例を次のように定める。

美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例。

別冊で資料をお付けしておりますので議案書の条文と資料を並べてご覧いただきたいと思います。1ページ、議案第49号の資料ということでお付けしております。

条例制定の考え方ということでございますけれども、このあとの50号、51号、52号の条例提案に共通している内容でございますけれども地域主権改革一括法一次、二次さらには法律の別法で介護保険法の一部改正がされておりますけれどもこれらに基づきまして議案第49号につきましては7条からなる条例を定めようとするものでございます。法で国の基準に従うべき基準あるいは標準とするさらには参酌すべき基準ということで、これらによって国の法律によってこのように条例を制定しなさいということが定められております。従いまして、これまでの事業の状況等から国の基準と大きく異なる基準を設ける必要性が認められないという判断から厚生労働省令に基づいた基準をもって定めるということでございます。従いまして、議案第49号から52号の説明につきましては規定の内容というよりはどういった基準を定めるのかという基準の定め方についてご説明を申し上げていきたいと思います。

まず、49号の第1条から第7条にわたって制定するわけですけれども、第1条につきましては、趣旨規定ということで法で7つの条項に基づいて定める、その旨を謳っております。

ます。第2条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する規定ということで、これは法の第78条の2第1項で国の基準に従って定めなさいとされているものでございまして、特別養護老人ホームの入所定員を29人以下となっておりますけれどもこれを条例で国の基準通り29人以下と定めるということでございます。次、第3条、指定地域密着型サービス事業者の指定を受けるための資格、これも国の基準に従うべきものということでこの資格につきましても法人ということでございましてこれを条例に謳うものでございます。第4条が指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準でございます。国が定めている基準は202条にわたって定めておりまして、これらの基準に従いまたは標準としてあるいは参照して定めるということにされております。国が定めている基準であります厚生労働省令をもって町の基準とするものでございますけれども、後ほどこの資料の2ページの方に一覧を載せておりますのでそちらの方で概略説明をしたいと思います。第5条が、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けるための資格で第3条と同様に法人とするものでございます。第6条が指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準でございまして、介護予防サービスにかかる事業ということでこれは国が厚生労働省令の90条にわたって定めているものでございまして、第4条と同様の扱いとしまして厚生労働省令をもって本町の基準とするものでございます。この内容につきましてはこの資料の3ページから4ページに記載をしております。第7条、議案書の2ページでございますけれども委任規定でございます。この条例の施行期日でございますけれども平成25年4月1日からとするものでございまして、これ以降ご説明申し上げます議案第50号、51号、52号のいずれの条例についても平成25年4月1日からの施行とするものでございます。なお、この議案第49号に関わる美深町の地域密着型サービスの状況ということで資料の1ページの下の方に載せておりますけれども本町につきましては一覧表にあるのが地域密着型サービスとなりますけれどもこのうち認知症対応型の通所介護いわゆるデイサービスといわれている部分ですけれどもこの事業所が2カ所あります1カ所が厚生病院もう1カ所がグループホームの共用型ということで1カ所指定をされております。1段飛びまして認知症対応型の共同生活介護、これが1事業所指定されております。これがグループホームでございます。美深町につきましてはこの3カ所の事業所が地域密着型サービスということで指定をされているということでございます。それぞれ先ほど第4条の規定による基準さらには第6条の規定による基準と申し上げましたけれどもそれがそれぞれ2ページ、3ページ、4ページにわたって厚生労働省令のそれぞれの項目を拾ったものでございます。それぞれ条ごとにどういったものが規定されているのかということで載せておりまして、このうち美深町に關係する分については条例第4

条の分でいけば第1章の総則、その次の第1章の2、第3章、第5章これらの部分が美深町に該当する規定ということでございます。次3ページ、条例第6条の規定による基準とする事項でございまして、これらが美深町に該当する部分につきましては第1章の総則、次に第2章介護予防認知症対応型の通所介護、これが該当いたしまして、次に第4章の介護予防認知症対応型の共同生活介護、これが本町の対象となる基準でございます。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

次に議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号 美深町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について。

美深町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のように定める。美深町道路の構造の技術的基準等を定める条例。45条からなる条例を定めようとするものでございますけれども、第1条が趣旨規定でございまして、道路法第30条第4項の規定により町道の構造の技術的基準と同じく道路法の第45条第3項の規定により道路標識の寸法、これについての基準を定める旨を謳っております。第2条が用語の定義でございます。第3条は道路の区分に関する規定を載せております。道路の区分では道路構造令の第3条の規定を引用して定めるものでございますけれども道路構造令では道路の区分を第1種から第4種と定めてございます。さらにそれぞれ1級、2級、3級などと級別に分けられておりますけれども町道に関しては第3種の2級から5級まで、それと第4種の区分となっております。4種については第1級から第4級までございますけれども、従いまして町道に関しての構造令を引用する分については第3種の2級から5級、第4種の1級から4級となるものでございます。第4条では道路の構造の技術的基準に関して道路法の規定によって定める旨を謳っております。道路法の第30条の第4項の規定では政令で定める基準を参照して条例で定めると規定しております道路構造令に基づき、第5条から第44条までをもって道路の構造に関しては定めるというものでございます。具体的にどういった基準を定めるのかということにつきましては別冊の資料をご覧いただきたいと思います。別冊の資料の5ページ議案第50号の資料ということで書いてございますけれども、この2の方の法令・条例対応表というところをご覧いただきたいと思います。それぞれ右側にある条例と記載している部分がそれぞれ今回定めようとする条例の第5条から第44条までを道路の基準、第45条を標識の寸法と規定してございますけれどもそれに対応する道路構造令が左側に記載しております。国の基準でありますけれどもこの基準の内容をそれぞれ条ごとに示してございまして、例えば道路構造令の第5条斜線の数、幅員、これは本町の条例の第5条の規定と合うわけでありますけれども、この分については国の基準通り本町の条例においても定めるという旨がこの資料によって示されているものでございます。国の基

準を参照して定めるという文の中で若干本町の条例で国の基準と異なる規定をしている部分が第9条の停車帯の設置と幅員、国は2.5メートルとしているわけですけれども本町の規定では2.5メートル以上と規定するものでございます。同様に条例の第13条の規定、歩道の設置と幅員、歩道に関しての規定でございますけれども標準的な幅員が2メートル以上とされておりますけれどもただ整備が困難な場合がございますのでこういった場合については幅員を縮小することができるという規定を条例に謳い込んでいるということでございます。同様に6ページに行きまして15条の指定についてもこれは積雪地域に関する道路の中央帯との幅員について除雪を勘案して定めると国の基準が謳われております。これによりまして本町の第15条について路肩ですとか中央帯あるいは自転車歩行者道について堆積スペースを設けることを規定するものでございます。あと、23条、24条、7ページに行って26条の規定につきましてもそれぞれ国の基準により拡大あるいは緩和する規定としているところでございます。さらに7ページ条例の第40条でございますけれども、国の基準でいけば橋、高架の道路等の規定でございますけれども国の基準通りでありますけれどもこれらの設計強度については別途規則の方で規定をするということを謳っております。以上が道路の構造に関する基準のどういったものを定めるのかという説明に変えたいと思います。あと、8ページの(2)が道路標識の寸法に関する事項ということでこの条例の第45条に定めるものでございますけれども、この道路標識の寸法に関しては道路法第45条第3項の規定で内閣府令、国土交通省令で定めるところを参照して条例で定めるということでございます。従いまして、道路標識の寸法これが国や道あるいは他町村との均衡を逸しないということが必要であるということからこの基準についても国の基準をもって町の基準とする旨を第45条に謳っております。なお、附則として経過措置を謳っておりますけれども、この条例の施行日において新設または改築の工事中である道路につきましてはこの技術的基準については適用除外となるということで改正前の道路構造令の規定に相当する分については改正前の道路構造令の規定の例によるということを謳うものでございます。参考としまして標識の寸法ですが例を資料の9ページについております。さらに用語の解説として10ページについておりますのでご了承いただきたいと思います。

次、議案の20ページに戻っていただきたいと思います。

議案第51号でございます。

議案第51号 美深町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

美深町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のように定める。

美深町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例。この条例は 31 条にわたる条例を制定しようとするものでございます。まず、目次をつけておりますけれども、本町が管理する準用河川に関する施設についての基準を定めようとするものでございまして堤防、水門及び樋門、橋に関して規定をするものでございまして国の基準においてはこれ以外にも色々な施設の規定がございますけれども本町の準用河川に現在関係するものあるいは今後も施設の整備が想定されないだろうというものについてはこの条例から省いておりますのでご了承いただきたいと思います。第 1 条が趣旨規定でございます。河川法第 100 条第 1 項ここに 2 級以外の河川で市町村長が指定したものについては 2 級河川に関する規定を準用すると謳っておりますし、略称規定をもってこの河川のことを準用河川というということでございます。本町に 9 線川に下水の終末処理場がございますけれども、この最終処分をした水を放流している河川が 9 線川でございましてここを準用河川に指定して町が管理をしているものでございます。準用河川における管理施設等の構造の技術的基準これは政令で定める基準を参考して市町村の条例で定めるということとなってございまして法の規定により技術的基準を定めるといった旨を第 1 条の趣旨規定では謳っております。第 2 条が用語の定義でございます。第 3 条から第 28 条までが政令で定める基準でこの基準によって条例に定めているわけでございますけれども定めようとする基準の概略についてはまた別冊の資料でご説明を申し上げたいと思いますので別冊の資料の 11 ページをお開きいただきたいと思います。資料の 11 ページが議案第 51 号の資料でございまして、先程の資料と同様に国の基準、河川管理施設等の構造令というものでございますけれどもさらに河川管理施設等構造令施行規則これらが国の基準でございます。それがそれぞれ謳われているものを左側に記載をしてさらに本町の条例で定める部分について国の基準に対してどのように定めるのかということがここに記載をされておりますけれども、基本的には国と同一の基準を条例に定めるということとしております。本町の条例に定める部分で先ほど申しました堤防、水門、樋門さらには橋ということありますけれども、堤防に関しては第 5 条から第 14 条まですべて国の基準通り定めるということでございます。

次に、水門及び樋門に関しては第 15 条から第 23 条まで、これも国の基準通りということでございます。次に、橋に関する規定でございますけれども、これは第 24 条から第 29 条までを定めるものでございましてこれも同様に国の基準通りと定めるものでございます。雑則としまして、第 30 条、31 条を規定するものでございますけれどもこれは応急措置によって設けられる施設については適用除外とするものであると、さらに消火栓については特例扱いをするということを定めております。この条例につきましても経過措置を設けてございまして、この条例の施行日においてすでに設置等がされている、ある

いは工事中である河川管理施設等においてこの条例の規定に適合しない場合については従前の例によるものとするという経過措置を設けるものでございます。先ほど冒頭説明いたしました国の基準にあって本町に該当しない施設はどのようなものがあるのかということで資料の 12 ページの中ほどに規定除外項目ということで記載しております。これらのダムですとか床止め、こういったものが国の基準があるわけですけれども本町の準用河川については現段階では該当がないしさらに今後も想定されないということでこれらの施設等については条例の制定から除外するということでございます。下の表には用語の解説を載せておりますのでご了承いただきたいと思います。以上が議案第 51 号の説明とさせていただきます。

次に、議案第 52 号でございます。議案書の方に戻っていただきまして 29 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 52 号 美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例を次のように定める。

美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例。

この条例につきまして 43 条からなる条例を定めようとするものでございます。いわゆるバリアフリー法に基づいて規定をするものでございます。目次をつけてございますけれども、道路の構造及び公園施設の設置に関して基準を定めようとするものでございまして第 2 章に特定道路、それぞれ第 1 節から第 5 節まで謳っております。第 3 章に特定公園施設を規定するものでございます。第 1 条の趣旨規定、ここに記載がございます法の第 10 条第 2 項これは道路管理者の基準適合の義務等が謳われておりますし、第 13 条には公園管理者の基準の適合義務等が定められているものでございまして、それぞれ第 2 項に省令で定める基準を参照して条例で定めるとその旨が謳われております。この法の規定に基づいて必要な基準を定めるということをこの規定では謳っております。30 ページの第 2 条が用語の定義でございまして第 3 条から特定道路に関しての基準を定めるものでございます。なお、先ほどの準用河川の規定と同様に本町の道路には該当がなく、さらには今後の整備も想定されない施設については規定をしないということとしております。それでは定めようとする基準の概略について説明をしたいと思いますので別冊の資料の方をご覧いただきたいと思います。資料の 13 ページ、議案第 52 号の資料ということで載せてございます。この資料につきましても左側に国の基準で省令に基づく基準を載せてございます。

右側にこの条例で制定をしようとするそれぞれの3条以下を載せているわけでございますけれどもこの部分につきましてもほぼ国の基準通り定めているものでございますけれども若干国の基準と異なった規定をしているのが第5条です。これは排水溝、舗装の構造に関する部分でありますけれども排水溝を設ける場合の構造基準これは本町では国と異なるというか追加をして規定をしているわけでございます。この特定道路に関する規定では第3条から第10条までを歩道に関して規定をするものでございまして、さらに立体横断施設が第11条から第16条、乗合自動車停留所が17条、18条に規定をいたします。資料の14ページでございますけれども、自動車駐車場が19条から29条まで、30条から34条までがその他の施設ということですべて国の基準通り定めようとするものでございます。次に、下の表にございますけれども特定公園施設の設置に関する事項ということで第35条から43条まで定めるものでございますけれども、ここで北海道福祉のまちづくり条例というのがございます。この北海道福祉のまちづくり条例で定めている基準を踏まえて地域性を考慮して定めるということをしてございまして、それぞれ国の基準よりも若干この公園施設の設置に関する事項については内容を変えております。また、各施設の出入り口及び通路これに関しても滑りにくい材料で仕上げるというその旨の規定を条文に加えております。まず、公園施設の園路広場に関しては第35条で定めるものでございますけれども出入口の幅を国がこれは120センチ以上と規定をしておりますけれども本町の条例では先ほどの道の条例の基準を踏まえまして出入口の幅を180センチ以上と国の基準を上回る内容で規定をしております。第35条の第5号の傾斜路についても同様でございます。第36条には屋根付広場に関する規定を載せてございます。これも国の基準より若干上回る内容としているものでございます。次、15ページに入りまして休憩所及び管理事務所に関する規定これが第37条に謳っております。出入口の幅に関して若干国を上回る基準を定めております。第38条が野外劇場及び野外音楽堂に関する規定でございまして、この出入口の幅さらには車いす使用者用の観覧スペースにつきましてそれぞれ国を上回る基準を定めようとするものでございます。39条が駐車施設でこれにつきましては国の基準通りでございます。40条が便所に関する条例でございまして、出入口、傾斜路、標識、戸幅、便器等についての基準につきましては出入口を国の基準を上回る規定を設けようとするものでございます。41条が水飲場及び手洗場に関する規定、さらに42条、43条が掲示板及び標識に関する規定でございましてこれらにつきましてはいずれも国の基準通り定めるものでございます。この条例には附則がたくさん定められておりますので恐れ入りますが議案書の方に戻っていただきまして44ページをお開きいただきたいと思います。議案の44ページの附則の第2項から第6項まで経過措置が規定をしており

ます。これはいずれも歩道に関する規定でございますけれども本則に規定するほか特別の理由によりやむを得ない場合の当分の間の経過措置、当分の間は本則の規定によらないことができるという規定でございます。第2項については歩道がつけられないという部分があった場合の経過措置でございますけれども、これは歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができるということで歩道に変えてこういったものを設けることができるという経過措置でございます。第3項及び第4項につきましては歩道の有効幅員に関する規定で本則の第4条に謳っているわけですけれどもこの幅員を縮小することができるという規定をこの附則の第3条第4項に謳っております。第5項の経過措置につきましては車道に対する歩道の高さに関して本則の規定によらないことができるという経過措置を設けるものでございます。第6項の規定が車両乗入れ部の有効幅員に関する経過措置で切り下げて車が乗り入れてくるところの規定でございますけれども当分の間2メートル取れないものについては1メートルをもって有効な幅員とすることができますという経過措置を規定するものでございます。以上が52号の説明とさせていただきます。

それから、資料の51号の準用河川に関する規定で水門と樋門の規定の中で設計自動車の加重の規定がありますけれどもこれは国は25トンと規定しておりますけれども本町の条例では20トンとするということで準用河川についてはこの部分が国の基準と異なる規定を設けるということでございました。大変失礼いたしました。

以上、議案第49号から52号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第49号から議案第52号についての説明を終了いたします。

◎ 日程第6 議案第53号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第53号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第53号でございますけれどもこれも地域主権一括法に係る部分でございましてこれは一部改正でございます。

この条例は只今先にご提案申し上げました4件の条例と同じく地域主権改革一括法による法律の整備によりまして関係する6件の条例に整備基準や技術的基準などを定めるもの

でございます。このうち公営住宅管理条例につきましては一括法の改正と合わせて福島復興再生特別措置法これは平成24年法律第25号でありますけれどもこれに基づいて原子力災害の避難指示区域に居住していた方々、居住制限者でありますけれども公営住宅への入居資格を緩和する改正を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきますので議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備について。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

この条例で6本の条例を改正するものでございます。順次説明をしてまいりますけれども資料をつけておりますので資料の方でご説明を申し上げます。この議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。まず第1条関係でございますけれども、これは美深町公営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。改正趣旨につきましては先ほど町長から説明あったとおりでございますけれども1次一括法による公営住宅法の改正に伴う改正で公営住宅の整備基準をひとつには定めると、もうひとつが福島復興再生特別措置法の法律に基づきまして居住制限者の入居資格の緩和を規定をするというこの2つの改正でございます。6本の条例がありますけれどもそれぞれこの改正条例の施行日は25年4月1日ということでそれぞれの条例がすべて同様でございますので冒頭ご説明をしておきたいと思います。それでは新旧対照表で現行と改正案ということで比較をしておりますけれども表の方をご覧いただきたいと思います。まず題名の改正を行います。現行美深町公営住宅管理条例となっておりますけれども、これまで管理に関して規定をしていたところでございますけれども今回の改正によりまして整備の基準を規定するということから題名から管理を削りまして美深町公営住宅条例に改めるものでございます。次に、目次を設けます。本条例の内容をわかりやすくするために条例を設けるものでございますけれども、この目次の第1章の2、1章の次に第2章の2を加える改正をいたします。そこに公営住宅等の整備ということで謳ってございますけれども第3条の2から第3条の17これを今回

の改正で加えようとするものでございます。次、58ページをご覧いただきたいと思います。第1条が目的規定でございますけれども、この条文の中に現行の設置並びに管理に加えまして整備に関して定めるように改めるものでございます。次に、現行の第2条が設置に関する規定そして第3条に用語の定義ということで規定をしておりますけれどもこれを2条と3条を入れ替えまして第2条に用語の定義第3条に設置に関する規定を置くよう改めるものでございます。なお用語の定義に関しての改正はございません。改正案の第3条設置に関する規定では公営住宅共同施設および公営住宅等についての文言の整理、さらには略称規定の整理を行うよう改正を行うものでございます。次、59ページに行きましてこれからが新たに加わる内容でございます。第3条のあとに第1章2、公営住宅等の整備の章を加え、第3条の2から第3条の17にわたって規定をしようとするものであります。このページの下の方、第3条の2、整備の基準に関する規定でございますけれども、公営住宅法の第5条第1項に公営住宅の整備に関して、それに第2項には共同施設の整備について定められております。これらの整備にあたっては省令の基準を参照して条例で定めるところで謳われております。次、第3条の3でございますけれども次60ページをお開きいただきたいと思います。第3条の3から第3条の7までは整備の基本的な事項について定めております。さらに、61ページ3条の8からでございますけれども住棟等の配置ですとか3条の9については住宅、第3条の10については住戸の基準といったものを規定しようとするとするものでございます。次、62ページでございますけれども第3条の11については住戸内の各部の基準に関する規定、さらに第3条の10については共用部分に関する基準の規定でございます。第3条の13が附帯施設に関する基準の規定、これらが建物等に関する公営住宅の部分でございますけれども、第3条の14以降が共同施設、附帯施設になりますけれども第3条の14が児童遊園、第3条の15が集会施設、第3条の16が広場及び緑地、第3条の17が通路ということでそれぞれ第3条の部分について3条の2から3条の17まで規定について定めようとするものでございます。次にページをめくっていたいで64ページ、第6条及び第7条の改正でございますけれどもこの改正が福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の入居資格の緩和について定めるものでございます。福島復興再生特別措置法に関する規定についてこの64ページの上段の方にアンダーラインを引いておりますけれどもここにその旨を規定をするものでございましてこれらの緩和措置につきましてはこの第1号から第6号まで謳っておりますけれども入居の資格要件として第1号の美深に居住を有する者あるいは居住することとなるもの、さらに第5号の現に住居に困窮していることが明らかなもの、さらに第6号の暴力団関係者ではないこと、こ

の3つの要件が整っていれば公営住宅の入居要件とするということでございます。以上が第1条美深町公営住宅管理条例の一部改正の説明とさせていただきます。

次、66ページ第2条関係でございまして、美深町給水条例の一部改正についてでございます。これは第2次一括法により改正されました水道法の規定に基づきまして水道の布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定めるということでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思いますけれども、この条例も目次を設けましてこの条例の第7章ですけれども現行の第7章は補足ということでなっておりましたけれどもこれを第8章に改めまして8章を補則といいたします。第7章を布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準ということで第40条から第42条にわたって定めようとするものでございます。第1条の改正でございますけれども、これは目的規定でございまして文中に今回の改正の趣旨であります布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるという文言を加える改正とするものでございます。次、67ページでございますけれどもこれからが新たに加わる規定でございます。現行の第40条を第43条に改めまして39条の次に第7章として加えるものでございます。第40条から第42条を加えようとするものでございますけれども、第40条が布設工事監督者を配置する工事ということで定めるものでございまして、どういった工事に配置しなければならないのかという部分につきましては水道法の第3条の第10項に規定をしております。その規定、政令に一部委ねられている部分がございますけれどもこれらの規定をそのまま条例に謳い込むということでございます。次に、第41条が布設工事監督者の資格に関する規定でございまして、これらは国の基準を参照して定めることとされております。水道法の施行令の第4条に基づいて定めるものでございますけれども学歴あるいは経験年数及び法に基づく資格によって規定するものでございます。68ページをご覧いただきます。これらの資格基準について第1号から第7号まで謳っております。次、第42条が水道技術管理者の資格に関する規定でございまして、これも布設工事監督者と同様に水道法施行令の第6条に基づいて定めるものでございます。これも同様に学歴ですかあるいは経験年数等による資格基準ということで政令の基準通り第1号から第5号まで規定をするものでございます。以上が第2条の美深町給水条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次、70ページが条例の第3条関係でございまして、美深簡易水道事業条例の一部改正でございます。これは先ほどの給水条例の改正と同様の改正となります。2次一括法による改正に基づきまして水道の布設工事監督者を配置する工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定めようとするものでございますけれども、新旧対照表に目を移していく

ただきまして第1条の目的規定につきましても先程の給水条例と同様の改正をするものでございますけれども、以降第3条の改正でございますけれども簡易水道事業条例の多くは給水条例を準用する規定となっております。従いまして、この改正においても布設工事監督者の配置基準さらには資格基準さらに水道技術管理者の資格基準についてこれらについては給水条例の規定を準用するというその旨をこの第3条に謳い込むものでございまして、アンダーラインのところにあります通り準用する給水条例の第40条から第42条の規定を準用するという規定をここに加えて改正をしようとするものでございます。なお、水道の政令では簡易水道事業についてはそれぞれ資格基準、監督者はさらには水道技術監督者の管理者の資格基準でありますけれども水道の2分の1の年数を持って有資格とするという読み替え規定がございます。従いまして、この条例においても同様の規定となるよう第3条に第2項を追加いたしましてその旨を規定をするということで簡易水道事業においてはそれ規定されている年数の2分の1を資格基準年数として読み替えるといった規定をここに載せるものでございます。以上が第3条美深町簡易水道事業条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次、71ページ第4条関係でございます。美深町都市公園条例の一部改正でございます。この改正も2次一括法による都市公園法の改正に基づき行うものでございまして、都市公園の配置及び規模に関する基準と公園施設の建物等の建築面積割合に関する基準を定めるものでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思いますけれども、第1章の次に第1章の2として都市公園の設置の章を加え第2条の2から第2条の5までの第4条を加えようとするものでございます。第2条の2につきましては都市公園の設置及び規模に関する技術的基準でございましてそれぞれ第2条にわたって規定をするということが謳っております。次、第2条の3につきましては町民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準、第2条の4が町が設置する都市公園の配置及び規模の基準について定めようとするものでございまして第1号が街区公園といわれているものでございまして、次、72ページでございますが第2号が近隣公園に関する規定でございます。第3号が地区公園で第4号が総合公園ということでございます。それぞれ政令の基準に基づいて定めるものでございます。なお、政令ではこれ以外に広域公園という基準が定められております。二つの自治体にまたがるような大きな公園ということでありますけれども本町には該当がないということで条例には規定しておりません。第2項につきましてはその他の都市公園についての規定でございます。72ページの方、第2条の5でございますけれども、これが都市公園の公園施設の設置基準の規定でございまして公園に設けられる建築物の建築面積の割合でいわゆる建ぺい率を定めるものでございまして1項から5項までをもって規定しようとする

ものでございますけれどもすべて国の基準に基づいて定めるものでございます。次、73ページの下、9条の改正です。これは条文の整理でございまして、次に74ページが第12条の改正でございます。これは今回の改正に伴う準用規定及び条文の整理を行うものでございます。それぞれ条項がずれたりしている部分がございますのでこれらの部分について改めようとするものでございます。以上がこの改正の概要ですけれども、これも経過措置がございまして施工日において25年度以降に新設、増設または改築を行う都市公園に適用するということでございまして、従いまして平成24年度までに整備したものについては従前の例によるということでございます。

以上、第4条美深町都市公園条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次、75ページ第5条関係、美深町公共下水道条例の一部改正でございます。これも2次一括法による下水道法の改正に基づきまして公共下水道の構造の技術上の基準と終末処理場の維持管理に関する基準を定めようとするものでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。これも目次を設けますけれども、章の改正では現行の第4章が雑則、第5章が罰則ということになっておりますけれどもこれを第4章雑則を第5章に改めまして、第5章を第6章に改めるということで、従いまして第5章が雑則、第6章が罰則となるわけでございますけれども第4章を公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等とするということとして加えるものでございまして、第21条から第25条をもって規定をしようとするものでございます。第1条の趣旨規定でございますけれども、この条文の中に施設の構造及び維持管理の基準等について定めるというその旨を加えるものでございます。次76ページでございます。第2条は用語の定義でございますけれども、現行は76ページから77ページにわたって第2条第1項から第5項までをもって用語の定義をしておりましたけれどもこれを新たにそれぞれ第1号から第4号まで列挙して整理して定めようとするものでございます。これまで一文をもってそれぞれ用語の定義をしておりましたけれどもそれぞれ14号までをもって定めるということでございます。第13条が文言の整理でございます。次に78ページからこれが新たに加わる分で第4章を加える改正でございまして第20条の下に第21条から第25条をもって規定しようとするものでございます。このうち、第21条から24条まで次のページになりますけれどもこれまでが排水施設及び処理施設の構造の基準を定めるものでございます。次のページですけれども第25条に終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものでございます。21条からいすれも下水道法施行令に基づき本町の施設に該当するものについて定める改正となっております。国の基準どおり定めようとするものでございます。次、80ページの2となっておりますけれども、第21条から第30条までそれぞれ5条ずつ間に条が入ったものです

から25条まで入りましたので5条ずつ繰り下げまして21条を26条としてそれぞれ5条ずつ繰り下げ30条を35条とするものでございます。現行28条の改正でございますけれども、これにつきましてはこの繰り下げに伴いまして引用する条項が変わっておりますのでこの繰り下げに伴い改めるということでございます。

以上が改正の概要でございましてこの条例につきましても経過措置を設けております。すでに施行日において設置されています排水施設及び処理施設これらの構造においてこの条例に適合しない場合第21条から23条の規定になると思いますけれどもこの規定に適合しない部分については従前の例をもって基準とするという経過措置を設けるものでございます。以上が、第5条美深町公共下水道条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次、80ページの3をご覧いただきたいと思います。第6条関係でございます。美深町産業廃棄物施設設置条例の一部改正についてでございます。これも2次一括法による改正でございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正がございましてこれに基づいて改正するものでございまして一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格に関して定めるものでございます。新旧対照表にございます通り第4条を第5条として第4条にその技術管理者の資格について定めるものでございますけれども、法の第21条第3項と書いておりますけれどもこれは処理施設に置く技術管理者の資格についてこれもですけれども省令を定める基準を参照して条例で定めると法で謳われております。このことによって条例によって第1号から第5号までをもって定めるというその旨が第4条に規定をするものでございましてこの第1号から第4号までの資格につきましては、法に基づく資格さらには学歴、実務の経験年数等による資格を定めようとするものでございます。なお、この第4条の第3項に省令の第8条の17第2号のイからチまでに掲げる者と省令の規定をそのまま引用するような規定となっておりますけれどもこれにつきましては学歴、経験年数の詳細な規定がこの省令によって定められておりませんのでこの部分についてはそのまま省令の引用によって定めるとしたものでございます。

以上、第6条美深町廃棄物処理施設設置条例の一部改正の説明とさせていただきます。

以上、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第53号の説明を終了いたします。

◎ 日程第7 議案第54号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第54号 森林公園美深アイランド指定管理者の指定の関係ですが地方自治法第117条の規定により藤守議員が除斥の対象になります

すのでよろしくお願ひいたします。

それでは、日程第7 議案第54号 森林公園美深アイランド指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第54号 森林公園美深アイランド指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

現在、株式会社美深振興公社を指定管理者として管理運営している美深アイランド内の林業保養センター、高齢者センター、ふるさと館、チョウザメ館そして美深森林公園施設については平成24年度末をもって5年間の指定期間が終了いたしますが引き続きこの指定管理を行うべく提案するものであります。

指定管理の候補者については林業保養センターの開設当初から事業運営に携わると同時に指定管理者として8年間の実績がありますこと、また新しい厳しい経営状況を踏まえた改善計画を策定するなど観光拠点としての施設機能を十分に生かしながら効率的な事業運営ができると判断したところであります。指定期間につきましては安定的な事業運営のためには長期的な継続性が欠かせないものと判断いたしまして平成25年度から29年度までの5カ年とするものであります。

以上、よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。

議案書の81ページをお開きいただきたいと思います。

議案第54号 森林公園美深アイランド指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次のとおり森林公園美深アイランドの指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1、指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称 森林公園美深アイランド
所在地 美深町字紋穂内133番地1ほか。

2、指定管理者となる団体。

所在地 美深町字紋穂内139番地

名 称 株式会社美深振興公社 代表者名 代表取締役山崎晴一。

3、指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日、5年間とするものでございます。

以上、議案第54号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第54号の説明を終了いたします。

◎ 日程第8 議案第55号

○議長（倉兼政彦君） 日程第8 議案第55号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第55号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

新年度から供用開始を目指して建設中でありますほっとプラザ・スマイルについて指定管理者制度による管理運営を行なおうとするものであります。指定管理者の選定にあたっては地域コミュニティ活動と高齢者の活動推進という施設の目的に照らして第2町内会が最もふさわしい団体であると判断いたしましてこの間提出された事業計画や収支計画に基づいて協議を進めてきたところであります。指定期間につきましては地域コミュニティ活動そして高齢者活動の拠点としてこれらの継続性や安定性を考慮して平成25年度から29年度までの5カ年としたところであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の82ページをお開きいただきたいと思います。議案の説明を申し上げます。

議案第55号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について、地方自治法第224条の2第6項の規定に基づき次のとおりほっとプラザ・スマイルの指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1、指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地。

名称 ほっとプラザ・スマイル

所在地 美深町字大通南2丁目12番地。

2、指定管理者となる団体

所在地 美深町字西1条南1丁目7番地1

名称 第2町内会 代表者名 会長 田上 史。

3、指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日、5年間とするものでござ

います。

以上、議案第55号の説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第55号についての説明を終了いたします。

◎ 日程第9 議案第56号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第56号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第56号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について提案説明を申し上げます。

現在、名寄地区衛生施設事務組合は名寄市、美深町、下川町により構成される一部事務組合としてし尿及び浄化槽汚泥ならびに炭化ごみの共同処理を行っているところであります。今回の規約変更は平成25年度からの音威子府村の加入と最終処分場の広域化に関する関係市町村の協議が進められており同村の加入と最終処分場の建設及び管理運営を共同で行うために規約を変更するものであります。地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の83ページを開きいただきたいと思います。

議案第56号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について。

名寄地区衛生施設事務組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

名寄地区衛生施設事務組合規約の一部を変更する規約。

資料でご説明を申し上げますので86ページをご覧いただきたいと思います。参考資料ということで現行の規約及び変更後ということで新旧対照表をお付けしておりますのでご覧いただきたいと思います。まず、第2条の改正からでございます。町長の説明にございましたように新たに組合に音威子府村が加入をすることによって、第2条の規定に音威子府村を追加いたします。以下、この規約中の略称規定、関係市町とありますけれどもこれは関係市町村に改め、さらに関係町とあるところについては関係町村に改めるという改正

になっております。なお、音威子府村の新規加入に伴います負担金の徴収さらには各市町への還付に関しましてこれらの附則の第7項、第8項に規定しておりますのでご覧をいただきたいと思います。次に、3条の改正でございますけれども、組合の共同処理する事務ということでございます。共同する事が一つ加わるということで提案説明にもあったとおり最終処分場に関する規定を加えるものでございますけれども、現行第1号ではし尿及び浄化槽汚泥とごみ処理に関する規定、そして第2号でこれらの施設の設置と管理運営を共同処理する旨を規定しております。これを変更後は第1号でし尿及び浄化槽汚泥の処理施設の設置ならびに管理運営に関して定めるよう変更し、さらに第2号においてごみ処理施設としまして炭化処理施設と新たに最終処分場を加えようとするものでございます。なお、この最終処分場については平成25年度以降に建設される最終処分場であるとその旨を附則の第3項に定めております。次に、第5条の変更でございますけれども、議会の組織及び議員の選挙に関する規定でございまして、構成団体の増に伴いまして議員定数を9名から13名に変更しようとするものでございまして、音威子府村の定数2名を加え、さらに名寄市の定数5名を7名に変更しようとするものでございます。次に87ページをご覧いただきたいと思います。中ほど第9条の変更になります。第9条は管理者及び副管理者に関する規定でございまして、これも構成団体の増に伴う改正で副管理者を3名から4名に変更する内容でございます。1番下、第13条の改正でございますけれども、これら組合経費の支弁方法に関する規定でございます。現行の規定では組合経費の収入に関して1項の一文で謳っておりますけれどもこれを第1号から第6号に列挙して定めるよう変更するものでございまして関係市町村の負担金から次のページの88ページ、その他の収入までをもってこの組合の収入とすると謳うものでございます。次、88ページの第2項の改定でございますけれども、構成市町村の負担金に関する規定につきましては現行ではそれぞれ1号2号3号で謳っておりますけれどもこれを別表で表して別表につけてその中で謳うと変更するものでございます。90ページをご覧いただきたいと思います。別表として第13条第2項関係ということでございます。構成市町村の負担金に関し表で定めるものでございますけれども、新たに加える内容としては最終処分場にかかる区分と経費の負担割合ということになっております。まず1の議会及び総務に関する費用に関してですけれどもこれは区分の(3)最終処分場分を加えるものでございましてこれが加わることによって3施設となりますのでそれぞれ3施設分にこの経費を振り分けるということで再区分において議会費等の3分の1ということでそれぞれ3分の1ずつ振り分けるという変更でございます。そしてこの最終処分場にかかる負担につきましては均等割で30%、前年の実績割で70%とするものでございます。なお、この規定でございますけれども最終処

分場が供用開始となる前、この区分につきましてはし尿等の処理施設分と炭化処理施設分、この二つということで2分の1ずつということで読み替えるということでございまして最終処分場の負担はないということでございましてこの規定につきましては附則の第2項に定めています。次に、2のし尿等に関する費用については変更はございません。表は新たに作られたということでアンダーラインを引いておりますけれどもこれらの負担区分については変更はございません。3のごみに関する費用について、これはそれぞれ最終処分場に関して加える変更となっております。まず、(1) 処理施設の建設に伴う経費でございますけれども負担割合、最終処分場分については均等割が30%、人口割を70%とするものでございます。さらに(2) 処理施設の管理運営に伴う経費の最終処分場分につきましては均等割が30%、前年の実績割を70%とするものでございます。

以上が規約の変更にかかる説明でございますけれども、なお、この規約の施行期日につきましては平成25年4月1日とするものでございます。

以上、議案第56号の説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第56号の説明を終了いたします。

ここで休憩といたします。

再開は15時20分といたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 日程第10 議案第57号

○議長（倉兼政彦君） 日程第10 議案第57号 平成24年度美深町一般会計補正予算第8号乃至議案第62号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第2号について一括して議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第57号から議案第62号まで提出しております一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。

はじめに議案第57号 平成24年度美深町一般会計補正予算第8号について説明を申

し上げます。今回の補正予算につきましては工事請負費などの入札減の整理、事業量の変化に対応するもの、修繕などの緊急性のあるもののほか制度の見直しにかかる補正となっております。新たに取り組む事業を中心に説明を申し上げます。

最初に総務費ですが、富士重工美深会がスバルの新車購入者に対して補助金を出していますがこれが当初の見込みを超えると予想されますので追加をいたします。諸費、積立金につきましては後ほど説明をさせていただきます。

次に民生費であります。これまで保護を必要とする状態の世帯を対象として暖房用燃料費の助成を行っていますが平成20年度の原油価格高騰以来、灯油価格は高値で推移しており経済的負担が一段と大きくなっていると認識しております。これから本格的な需要期を迎えるが対象世帯を拡大して低所得者層の経済的負担を図るため扶助費を追加措置しております。障害者自立支援特別対策事業負担金については、事業所の利用者減少に伴うものであります。高齢者等活動センター建設工事請負費につきましては外構工事の金額が確定したことによるものでありますがこの工事は2カ年の継続としておりまして来年の支払いとなる代金も含めて減額しております。あわせて第2表、継続費の補正もありますのでご理解を賜りたいと思います。その他、サービス利用者の変動など事業量の増加や子ども手当の制度改革に伴う経費を措置しております。

次、衛生費では厚生病院運営支援補助の追加であります平成23年度の損失額が当初見込み額を大きく上回りまして支援額の総額は1億7,272万円あまりとなったところであります。この不足額を措置するものであります。修繕料はゴミ収集車がリサイクルセンター車庫に接触したことによる修繕料であります。

土木費では、交付金を財源として除雪グレーダーの更新を予定していましたが採択されなかったため、本年度の購入を見送ることといたします。下水道事業会計への繰り出しですが下水道整備の財源として過疎債を予定しておりましたが過疎債の配分が厳しい見込みとなりましたので一般会計からの繰出金を財源とすべく措置するものであります。

公債費では、借入金のうち利率見直し方式によるものがありますが最近の金融状況を反映して低い利率に見直しされております。この見直しに対応して減額いたします。

職員給与費は職員の会計間移動による調整が主たる内容となっています。

次に、歳入でありますが歳出予算で申し上げた補正にかかる特定財源についてそれぞれ追加減額しているほか、15款財産収入では光ファイバーの貸付け収入の増加分と駅東地区工業団地の売払収入、そして20款町債では臨時財政対策債を計上しているところであります。このほか、町債については事業費の確定に伴いまして追加減額を行ってまいりましてこれと合わせて第3表で地方債の補正を行いますのでご理解を賜りますようお願い申

し上げます。これらの財源調整を行って生じた一般財源 5,000 万円につきましては今後の施設整備に備えて公共施設整備基金に積み立てるよう総務費の諸費積立金で措置したところであります。以上により一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 3,530 万 1 千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 46 億 7,936 万 9 千円となるものであります。

次に、議案第 58 号 平成 24 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について説明を申し上げます。まず歳出の内容について申し上げます。総務費では人事異動に伴う職員人件費の減額、委託料及び国保連合会等負担金額の確定による減額を行うものであります。保険給付費では退職者等療養給付費ならびに一般および退職者などの高額医療費について当初見込みより増加が見込まれることから追加するものであります。後期高齢者支援金、前期高齢者納付金および介護納付金ではそれぞれ負担金の額の確定による補正となります。高額医療費の共同事業拠出金では拠出率の変更による増額補正となります。諸支出金では平成 23 年度出産育児一時金補助金の返還金を追加するものであります。次に、歳入でありますが、まず国庫支出金、道支出金では特定健康診査等負担金の確定に伴う減額と出産育児一時金補助金、道支出金の特別調整交付金について補正するものであります。前期高齢者交付金では交付金額の確定に伴う減額であります。繰入金については職員人件費等の減額により一般繰入金を減額するものであります。繰越金については高額療養費等の増加に伴う財源確保のため前年度繰越金について予算措置するものであります。以上により、国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 424 万 4 千円を追加して補正後の総額は 8 億 144 万 4 千円となるものであります。

次に、議案第 59 号 平成 24 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第 2 号について説明を申し上げます。まず歳出について申し上げます。後期高齢者医療広域連合納付金では広域連合への事務費負担金の確定による減額と後期高齢者医療保険料納付金について現年度分保険料及び保険基盤安定負担金の増額により追加するものであります。次に歳入でありますが、まず保険料では現年度分の保険料の賦課決定による収入見込み額の増額であります。繰入金では一般会計繰入金について広域連合への事務費負担金、保健基盤安定負担金の確定に伴う補正を行うものであります。以上により後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 415 万 3 千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 7,079 万 2 千円となるものでございます。

次に、議案第 60 号 平成 24 年度美深町介護保険特別会計補正予算第 2 号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては職員の会計間移動に伴う給与費の補正と保険給付費のうち居宅サービス給付費等において利用者の増加が見込まれることからそれぞ

れ追加補正を行うものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 248万3千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 4億6,976万8千円となるものであります。

次、議案第61号 平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第3号について説明を申し上げます。まず歳出ですが、共済負担率の変更などによる職員給与費の補正と消費税及び地方消費税にかかる平成24年度中間納付税額の追加、汚泥処理にかかる光熱水費の追加であります。公債費につきましては一般会計で説明いたしましたが借入金の利率見直しによるものであります。歳入につきましては財源として予定した公共下水道事業債の配分が厳しい見通しとなりましたのでこれに代えて一般会計からの繰出金を財源として措置したものであります。以上によりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 169万8千円を追加し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 2億7,247万1千円となるものであります。

次に、議案第62号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第2号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳出で職員の会計間移動による給与費の調整と工事の入札減の補正、収入では美深道路工事にかかる導水管移設工事負担金の追加が主なものとなっております。従いまして、収益的支出では 30万9千円を減額し、8,593万2千円とするものであります。資本的収入及び支出では資本的収入総額 2,290万8千円に対し、資本的支出総額は 9,062万2千円となるものでございます。なおこれによる資本的収支不足額 6,771万4千円につきましては内部留保資金で補てんすることといたします。

以上、一般会計及び4特別会計ならびに水道事業会計の補正予算につきまして提案説明といたします。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の一般会計補正予算書をお開きいただきたいと思います。説明をさせていただきます。

議案第57号 平成24年度美深町一般会計補正予算第8号。

平成24年度美深町一般会計補正予算第8号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 議案第58号についてご説明を申し上げます。別冊配布

の議案書に基づきましてご説明を申し上げます。

議案第 58 号 平成 24 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号。

平成 24 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○住民生活課長（瓜田 晃君） 続きまして議案第 59 号についてご説明を申し上げます。

議案第 59 号 平成 24 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第 2 号。

平成 24 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第 2 号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○住民生活課長（瓜田 晃君） 続きまして議案第 60 号につきまして説明を申し上げます。

議案第 60 号 平成 24 年度美深町介護保険特別会計補正予算第 2 号。

平成 24 年度美深町介護保険特別会計補正予算第 2 号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） それでは議案第 61 号の説明をいたします。

平成 24 年度美深町下水道事業特別会計補正予算第 3 号。

平成 24 年度美深町下水道事業特別会計補正予算第 3 号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○産業施設課長（木戸一博君） 続きまして議案第 62 号の説明をいたします。

平成 24 年度美深町水道事業会計補正予算第 3 号。

平成 24 年度美深町水道事業会計補正予算第 3 号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） さきほど議案第 62 号について補正予算第 2 号という仕切りをいたしましたけれども正しくは第 3 号でありますので修正を願いたいと思います。あわせて議案書の目次のところを第 3 号と訂正をお願いいたします。

以上で、議案第 57 号から議案第 62 号についての説明を終了いたします。

◎ 日程第 11 報告第 8 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 11 報告第 8 号を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。

この際、委員長から調査の経過ならびに結果について報告をいただきます。

まず総務住民常任委員長。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会は以下の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項はふるさと会、友好都市及び都市交流事業の現状と課題。調査内容については1、ふるさと会（東京美深会及び札幌美深会）の活動内容と課題。2、友好都市及び姉妹都市との交流事業の現状と課題。調査方法は聞き取り。調査日は11月2日であります。調査の目的、結果については報告書にお目通しをいただき調査のまとめを朗読申し上げます。

調査のまとめ、1、ふるさと会（東京美深会、札幌美深会）の活動内容と課題。ふるさと会の交流事業については東京美深会においては22年、札幌美深会においては50年を経過し、美深ゆかりの方々との物心両面の積み重ねと美深町からの情報発信の場として機能してきたが近年交流会の出席者の固定化や会員の高齢化現象が見られる。美深町としては本来ふるさと会の組織運営に立ち入るものではないがふるさと会の活性化及び会員拡大、会員のネットワークづくりに向けた活動に対し、より協力、支援を講ずるべきである。今後においてはそのネットワークに基づき特産物販売事業の拡充を図るとともに今ひとつ活用されていない人脈を掘り起こし、まちづくりに生かすべきである。また、ふるさと納税の周知をより一層図る努力を継続すべきである。さらに会員家族へ美深町周知宣伝し、ふるさと会がまちづくりの補完組織となるような働きかけ、連携が必要である。そういう課題解決に向けて本年8月に美深ふるさと会（本平武士会長）が発会し、今後の活動に注目していきたい。交流事業の明確化で美深の情報発信及び美深の特産品販路拡大に必要性があれば予算増も必要ではないのか。

2、友好都市、姉妹都市との交流事業の現状と課題。

ア、添田町との現状と課題。姉妹町提携を結び、今年で交流31年目となり3年周期で訪問、受け入れを実施し、本年も9名が訪問し親善交流を行っている。この間、交流の形も変化し、大人数の訪問団交流から近年コンパクトな交流や教育交流へ変化している。気候風土の異なる地域間交流は広く視野を広げ人間形成に幅を持たせる意味においては教育交流で小中高校生の交流に重きを置くことは今後の交流事業の伸び代が広がる。課題としてホームステイの受け入れ家庭不足があり、広く町民に受け入れ門戸を広げることも検討すべきである。また、訪問団には組織の代表者ばかりではなく過去に訪問した町民にも広く参加を促すことも姉妹町としての深まりを増すのではないか。町民の意向もくみ取りながら検討すべきである。また、職員の自主研修の一環として短期派遣や職員の人事交流を

今後検討すべきである。一方、特産品の販売については姉妹都市という遠くの親戚であり、大切なお客様でもあることを考えれば販売提供する農産物に粗悪品ともとれる農産物がみられることは相手に対しても失礼であり、わが町の農家の評価を下げることとなる。美深町の農産物の販売に関しては最高品質の提供をするべきであり、農協、アウル、観光協会、町、関係機関でしっかりと管理のもとで提供すべきである。遠くの親戚としての思いやりのお付き合いとまちづくり及び人材育成としての目的を持った交流が継続の基本である。

イ、アシュクラフト村との交流事業の現状と課題。世界的視野を広げるという目的と学生の語学留学及び職員研修の一環として展開してきたが伝染性肺炎サーズの影響や双方の事情で隔年交流も停滞気味である。今後においては町内慈善団体（ライオンズクラブ、ロータリークラブ）の協力を得た語学留学を主体とすることも一つの方法もある。いずれにしても交流の目的を今一度検証し、アシュクラフト村の求める交流事業も聞きとりながら友好都市提携20周年（平成26年）以降の交流のあり方を検討すべきである。

エ、富士重工業との交流事業の状況。昭和52年美深町で耐寒テスト実施以来、富士重工業は美深町のまちづくりに大きく貢献されてきた。世界的にも有名な自動車メーカーが美深町においてテストコースを建設し、自動車開発をされていることは大変名誉なことである。さらに、テストコースの維持管理に係る町内業者利用や固定資産税等多額な納税と職員派遣による町への経済効果は大きなものがある。その意味からも今後も関係の強化を図り、おもてなしの心で地元スタッフとの交流会を継続するとともに富士重工美深会の事業であるスバル車新車購入助成事業の充実強化も図るべきである。また富士重工業の実業団スポーツチームによる町民に対するスポーツ指導や合宿等の受け入れ支援策も協議すべきである。群馬工場で開催されているスバル感謝祭にも積極的に参加し、わが町の特産品販売促進も推し進めるべきである。今後は富士重工業に対する感謝の交流とともに社員ご家族にも美深に来ていただけるような企画を観光やちょっと暮らし体験など美深町のPRもしていくことも必要である。スバル車の宣伝コマーシャルに美深町を活用いただくなど交流に広がりを持つことも必要である。

オ、太田市との交流事業の状況。富士重工業の群馬工場が太田市にある縁から交流が始まっているが、全国でも珍しい自治体単独の職員研修機関である太田ローカルアカデミーに平成14年からわが町の職員を派遣し全国の自治体職員とのネットワークを形成させていただいている。さらに、平成10年からは太田スポレク祭に農産物の販売をし本年も参加したところである。特に太田スポレク祭は美深の特産品販売を関係組織で強化を図って展開をすべきである。また、イベントにかかわる職員の姿は民間企業の営業感覚を行政職

員に植え付けるもので職員教育研修の観点から太田市の取り組みは参考にすべきである。スバルのある町ではあるがそのことと切り離しても十分交流していくにふさわしい自治体であり、今後の展開を精査し充実強化した交流を深める必要性があると判断する。

以上、報告いたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑がございましたら発言を願います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので、次、産業教育常任委員長お願ひいたします。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 本委員会は下記の事項により閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告をする。

調査事項1、下水道終末処理場の現状。①調査内容、汚泥処理にかかる年間処理量と検査内容・項目。②汚泥処理の現状と課題。③堆肥場での処理状況。

調査事項2、森林経営計画及び路網整備事業の内容。調査内容、①森林経営計画の概要、森林施業保護に係る長期方針及び施業計画。②路網整備事業の内容、斑渓、島呂布。

調査日は平成24年10月15日。調査の目的、1番目、下水道終末処理場の現状。わが町の下水道終末処理施設について、施設の維持管理とそこから搬出される汚泥の堆肥化にかかる現状と課題、今後の方向性について調査するもの。

調査結果と主な質疑内容等については省略をさせていただきます。

調査のまとめとしまして、浄水管理センター、下水道終末処理場、下水道汚泥処理の施設管理は株式会社データベースで、機械設備は年次計画に年間400万円で修繕している現状、塩素を入れて処理され管が腐食していく課題がある。技術的なものは特に問題なく管理されている。検査内容は法定以上の項目を実施しており適切に維持管理されている。広域の汚泥施設について。名寄衛生公社で汲み取り汚泥を下水処理場で処理することは現実的に難しい。排泄物の濃度を30倍ほど下げないと下水道処理施設で浄化できないので環境衛生上問題がある。単独のし尿処理施設を建設すると5億円かかり、名寄衛生公社区域、名寄、下川、美深で建設しても同様の費用がかかる。広域で建設する場合、負担が3,500万円ほどの試算が出ていることから単独建設より相当低額であり、今後の検討課題である。

下水道施設の長寿命化、不明流入水、委託契約について。長寿命化を図るために不明流入水の調査を隔年に行い必要な修繕を行っている。平成23年度は第4、第5町内100カ所にカメラを入れて調査をしている。計画的に予算付けが必要。不明流入水の原因は色々

な要因があるが雨水、融雪水、気候に大きく変動があり不明流入水調査は今後も継続的に実施し補修されたい。委託契約は3年長期継続契約で行っている。年間2,200万円ほど。日常の点検は常時行っているが電気設備の故障があった際は住民生活に支障のないように対処されたい。

2番目、森林経営計画及び路網整備事業の内容。調査の目的、森林経営計画及び路網整備事業の内容について次の項目を調査するもの。森林経営計画の概要と森林施業、保護に係る長期方針及び施業計画。路網整備事業の内容について、斑渓、島呂布。調査結果、それから主な質疑内容等については省略をさせていただきまして調査のまとめに入らせていただきます。

森林経営計画は来春までに道に計画を提出する予定。計画書は5年ごとに作成、特に議会に提出の計画がないが協議が必要と思われる。斑渓は民有林を取得して整備をしている。町有林の路網整備と同様、民有林も整備が必要である。路網整備は森林作業の効率化や林産業の活性化を図るために継続事業として進めるべきである。

以上、報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑がございましたら発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ以上で報告を終わります。

◎ 日程第12 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

議案調査のため12日は休会にしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、12日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程が終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時43分

平成24年第4回定例会
美深町議会会議録

第2号 (平成24年12月13日)

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 行政報告
- 第 3 議案第49号（美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について）
- 第 4 議案第50号（美深町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について）
- 第 5 議案第51号（美深町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について）
- 第 6 議案第52号（美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について）
- 第 7 議案第53号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備について）
- 第 8 議案第54号（森林公園びふかアイランド指定管理者の指定について）
- 第 9 議案第55号（ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について）
- 第10 議案第56号（名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について）
- 第11 議案第57号（平成24年度美深町一般会計補正予算(第8号)）
- 第12 議案第58号（平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)）
- 第13 議案第59号（平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)）
- 第14 議案第60号（平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算(第2号)）
- 第15 議案第61号（平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第3号)）
- 第16 議案第62号（平成24年度美深町水道事業会計補正予算(第3号)）
- 第17 発議第3号（美深町議会会議規則の一部改正について）
- 第18 発議第4号（美深町議会委員会条例の一部改正について）
- 第19 発議第5号（美深町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について）
- 第20 承認第4号（閉会中の所管事務調査の申し出）

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者長 岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君
教育グループ主幹 荒木久恵君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川浩君
--------------	------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川浩君	事務局副本主幹 中村稔君
------------	--------------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員出席です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

閉会中に議長に提出された書類について申し上げます。

代表監査委員から12月実施の例月出納報告の1件でありお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、追加議案について申し上げます。

議会側提出のもの発議3件、承認1件の計4件です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。

O-157食中毒事故の風評による農業被害等々が発生しておりますのでこれについて報告を申し上げたいと思います。今年8月北海道内で発生した野菜浅漬けによるO-157食中毒の事故により町内の野菜生産農家に与えた影響について報告をいたします。ご承知のように今年8月札幌市岩井食品が製造した野菜の浅漬けから腸管出血性大腸菌O-157の感染が広がり8人の死亡者を出す集団食中毒事故が発生をいたしました。患者数にしては169人、死者は8人であります。これらの事故の発生に伴う風評被害が広がり、消費の低迷を招き、市場での白菜やキャベツをはじめとする野菜価格が暴落をいたしました。漬物製造業者はもとより、著しい価格の低迷により野菜生産農家に大きな被害、影響を与えたところであります。町内で主に葉菜類を生産する農家は7戸ですが8月21日か

ら9月5日までの間に価格暴落により出荷できず廃棄せざるを得ない状況が続きました。農協の調査によりますと圃場すき込み白菜で約100トン、キャベツについては約180トン、レタスについては60トンという状況であります。最終出荷は10月10日となりましたが市場相場は最後まで安値で推移したところであります。JA調査によると葉菜農家の影響額は葉菜3品、白菜・キャベツ・レタスで平年販売額約7,500万円に対し、本年度の販売額は約4,200万円となりまして平年対比で3,300万円44%の減収となっております。今般、JA北はるかからこれを価格低迷に伴う緊急金融支援の要望を12月7日に受けたところであります。町といたしましてもJA北はるかが融資する農業経営緊急支援資金という5年償還、貸付金利0.55%の低利資金を活用しましてこの金利をJAが0.3%、町が0.25%を負担して農業者の末端金利をゼロとする支援策を緊急であります。これら対策として取り組んでまいりたいと思っているわけでございます。現在のところ5件1,106万円の貸付予定となっており、これら利子補給金の助成を行うものであります。予算措置につきましては今年度分、非常に少額であります。1,000円に満たない額でありますので既定予算の中で対応をさせていただきまして後年度分8万1,000円程度になると思いますけれども3月の定例会において債務負担行為の補正により措置したいと考えているところであります。

支援の実施と予算措置についてご理解を賜りますようお願い申し上げ行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の行政報告に対してお尋ねのむきがありましたら発言を願います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

◎ 日程第3 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第49号 美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから議案第49号について質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 条例の第2条の中に特別養護老人ホームの入所定員は29人以下とするという条項があるのですが、これは美深町の現状の対応をどのように考えておられ

るのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） この特別養護老人ホームの規定につきましては老人福祉法に定義されておりましてその中で今うちにございます特別養護老人ホームの定員50名の部分について定義されております。そのうちの中の今回上程しております条例の部分について特別養護老人ホーム定員29名という部分について今回の条例で規定するものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これについては現在の50名定員の中で条例に謳っている指定地域の密着型サービスとか介護予防サービスの事業に関する基準ということですからこの基準の中の入所定員が29名以下とするということの今現在50名というその辺の整合性といいますか、どのように考えてよいのかその辺が疑問だったものですからお聞かせ願います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 50人定員、うちの養護老人ホームの部分については介護保険法の中で規定されているということでございまして、この中では本町においては対象ではないのですけれども国の基準に準ずる基準に基づいて条例を定めるということでございますので定員29名以下の特別養護老人ホームについて今回の条例で規定するということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を終了いたします。

これから議案第49号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号 美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第49号 美深町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第50号 美深町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから議案第50号に関し質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号 美深町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第50号 美深町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第5 議案第51号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第51号 美深町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから議案第51号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号 美深町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第51号 美深町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については原案通り可決されました。

◎ 日程第6 議案第52号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第52号 美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから議案第52号に関し質疑を行います。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 今回のこの条例についてはうちの町の方では条例が国と若干変更の部分があるように見受けられますけれども、特に、園路、広場等々の傾斜路の幅とかそういうものが少し積雪地帯という関係もあって広げているのだろうと思いますけれどもこのことによって今後のこういうものを新しく作る場合、工事の総量が増えるのかと思うのですが、その辺は今回北海道福祉のまちづくり条例に即して制定という部分を感じ取るにそういうものの工事に若干の補助があったりする形になるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） この条例の制定にあたってはその辺の補助だとか色々な部分を加味しましてやはり北海道の福祉のまちづくり条例に沿った形にする方が北海道として統一的に補助が受けられるのではないかという判断を美深町としてやった次第であります。ただ、例えば通路を今の北海道のまちづくり条例に沿った幅で整備したときに100%その部分を同じような補助率で受けられるかというのはこれはすべての市町村が今回25年4月1日制定ですのでそれは確定はしていませんけれども、いずれにしてもそれを目指した中で美深町として条例を制定しているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） 3章の方の園路及び広場というところでおよそ180ということでやむを得ない場合においてはその限りではないという条項がかなりのところで出ているのですがそのやむを得ないという見方は誰が判断するのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 技術的な見地だとか地形的だとか他の施設との間の取り合いだとか色々な状況がありますので、一定程度技術的な部分が絡んできますのでそういう部分については当然新しい施設を作る時に補助事業等がありますので一定程度技術

の方で整理をかけた中で北海道と協議を行って整備を進めるということになると思います。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） そうしますと町の方はその関係所管の方とそれから他の外部団体といいますか役所とそちらの方は関係する役所の方との協議ということで決定するという判断でよろしいのですか。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） そのようなことでよろしいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 条例等については了解するわけであります、ただ、美深町の玄関窓口にあるJR美深駅ですがこれはトイレあたりは町管理も含めてやっているのですがJRの跨線橋とか庭に当たるところとかそれについては私が現職の頃に問題があったのですがその後何か進展がみられていないのですがその辺の経過が行政側にあればお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 今の条例については道路の構造と公園施設の設置でありますのでなかなかその辺については所管が美深町ということではございませんので回答ができないことについてご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑を終了いたします。

これから議案第52号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第52号 美深町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第7 議案第53号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第53号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

これから議案第53号に関し質疑を行います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 1点だけお聞きいたします。第2条の関係で他にも関係があるのかもしれませんけれども、その中に布設工事等の監督を配置する工事等においての改正がされておりますけれどもこれは業者に対してこういう資格を持っているものの基準を定めたものだと思っているのですけれども、例えば、布設工事監督者を配置する場合の工事においてはこういう資格を持っているものを経験する者を配置しなさいということは業者に対しての条例なのか、それとも役場職員に技術者を置きなさいということなのか、読んでいて理解できなかったものですから聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 管理グループ主幹。

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 監督する方ですので町の方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 美深町にはこういう専門の職員を配置されているのかどうかお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 管理グループ主幹。

○管理グループ主幹（南坂陽子君） この職員につきましては経験年数等でいきますとクリアしておりますのであります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

これから議案第53号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備について採決いたします。

議案第53号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第53号 地域の自主性及び自立性

を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備については原案の通り可決されました。

◎ 日程第8 議案第54号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第54号につきましては地方自治法の第117条の規定により藤守議員が除斥の対象となりますのでよろしくお願ひいたします。

日程第8 議案第54号 森林公園びふかアイランド指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案第54号に関し質疑を行います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） まず、間違えたら困りますのでアイランドの指定管理ということで森林公園びふかアイランド条例施行規則というのを見ましたら2条で8号からなる事業等が含まれているように書いてあります。その中でまずお聞きしたいのは、3号農村の生活、文化、歴史とのふれあい事業並びに農村体験と都市交流事業をあげられています。これの中身を教えていただきたいと思います。それから6号の高齢者の生きがいと社会参加活動の推進、この実績等の説明をいただきたいと思います。それと指定管理の中身ですけれどもこれはアイランドの施設とチョウザメ館、高齢者センター、あと温泉となっておりますけれども温泉の金額でいうと1,600万円ほど指定管理料に含まれているわけですけれどもこれの中身をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 小口君に申し上げますが、今回の議案につきましては指定管理者の指定に関する部分だけでございますのでよろしくお願ひいたします。

企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） はじめの条例の施行規則の第2条、その1点目については学童青少年の関係ですがこれにつきましては美深町のふるさと館が農村地域の活性化ですとか地域住民の生活向上、こういう目的で作られておりますのでその部分が該当いたします。それと、2つ目の高齢者の生きがい、この関係ですが、これにつきましては高齢者センターの施設がそういう目的で設置されておりますのでその部分に該当とするということになっております。それと、2つ目の実績の関係ですが、具体的な数字ということになるのでしょうか。今は具体的に資料を持っておりませんのでもし必要であれば後ほど調べてお答えしたいと思います。

只今の温泉の金額が1,600万円というお話だったのですが、指定管理に関わる部分につきましては約400万円程度の金額になっております。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですね。

小口君に申し上げますが経営の中身に関する質疑になっておりますが今議題になっているのは指定管理者、ここに載っています団体でそこに指定管理者として委託してよいかどうかというのが議題でありますからそこを考慮して質疑をお願いいたします。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私の聞きたいのは、指定管理料として内訳をいうとアイランド施設、チョウザメ館、高齢者センター、温泉とあるわけです。それを含めた指定管理の認定の可否を今議会にかけているわけです。それで温泉に関わる部分はどの部分かということで聞いていますのでその辺をふさわしいかどうかの判断材料にさせてもらいたいという質問ですので議長よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 今回の指定管理の業務の範囲ということかと思うのですが、これつきましては林業保養センター、ふるさと館、高齢者センター、チョウザメ館、そして森林公园の施設の運営全体を示す、この部分を今回の指定管理ということでおとらえております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 経営の問題に立ち入るのは何かと思うのですが、ご存知の通り700万円ほど数字が赤字として出ております。その中で指定管理のあり方ですが民間に委ねていかに経費を節減して民間活用を登用するのかというのが指定管理の目標だったと私は思っているのですが、この指定期間を見ますと5年間です。その辺を指定管理を民間に委託して活力を出すというのは今回の結果だけがそれだけの結果かどうかはわかりませんけれどもこれから営業計画等をみるとまだまだやっていただけるようなことを書いてありますので期待はしておりますけれども、そこの町の指導といいますか、その辺の考えがどのようにして5年間の提案をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） この施設につきましてはアイランドの施設で数多くの施設を抱えているということでございます。その中で現在振興公社が開設当初から運営しているわけですが、その中で当初については3年間という指定管理を行いまして前回5年間で経営をしてきております。なかなか短い期間ですと例えば会社独自の投資ができないとか、思い切った集客に向けての企画というものが打てないという若干デメリットもございます。その中で経営的にはやはり長い期間がどうしても必要になりますのでその辺を加味して5年間は必要だということで判断をしております。

- 議長（倉兼政彦君） 8番 林君。
- 8番（林 寿一君） 54号の町長の提案説明の中に安定的な事業運営という言葉が使われているのですが、この言葉の意味の説明をお願いしたいのですが、安定的な事業運営ということは現在がそういうことなのか、今後はそういう方向でということなのか、そこが理解ができなかったものですからお聞きいたします。
- 議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。
- 企画グループ主幹（玉置一広君） 安定的な事業運営というのは今後指定管理5年間の中でそういう運営をしていきたいということでございます。
- 議長（倉兼政彦君） 8番 林君。
- 8番（林 寿一君） では安定的というのは現状ではないという理解でよろしいですか。
- 議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。
- 企画グループ主幹（玉置一広君） 現在が安定的でないということではないのですが、今回の提案説明については今後5年間の指定を受けるという中での説明ですので今後の5年間という中の説明でございました。
- 議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） 質疑を終了いたします。
- これから議案第54号について討論を行いますが討論はございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。
- これから議案第54号 森林公園びふかアイランド指定管理者の指定についてを採決いたします。
- 議案第54号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （賛成者挙手）
- 議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って、議案第54号 森林公園びふかアイランド指定管理者の指定については原案の通り可決されました。
- 藤守議員に自席に戻っていただきます。

◎ 日程第9 議案第55号

- 議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第55号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案第55号に関し質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この指定期間の期限を5年としたところの理由を伺いたいと思います。従来、指定管理が始まってはじめての場合は3年というのが今までの通例でありました。それをあえて今5年にしたという理由がどのようなものなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 今ご質問がありました5年ということでございますけれども、今回の指定管理につきましては公募によらない指定管理ということで地域の皆さんに指定管理者になっていただくということを前提にしておりまして、施設自体新しい施設で受けていただく方も初めての経験というのは当然ございますけれども5年という年数の考え方では例えば長期的にすることによって人の手配、作業をされる方であるとか色々な方を手配していただくひとつの考え方を長期的に持てる事であるとかそれぞれ施設運営にはコストが掛かりますけれどもより長期化した経営計画、事業計画を立てていただくことによって少しでもコストの縮減を図れるのではないかということで基本的にそういうことを安定的に地域の方に行っていただきたいということで、先程言ったように人の確保だとか色々な経費の関係を安定的に行っていただきたいということで基本的に5年間としたところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 指定管理が始まっているにはその辺の議論も逆に議員の方からあったと思うのですが、それについては短い期間で中身をしっかりと検証しながら進めていくというそのような議論の中身だったと記憶しております。それが急になぜそこで5年になるのかというのは非常に疑問の多いところで、今の答えですと確かに一方的な考え方もあるけれども逆方向で考えると疑問がたくさん出てくる中身になるのではないかと思いますけれども、今後の指定管理はこれから色々なところが出てくると思いますがそれについて5年という形でいくのか、ものによっては2年にするのか3年にするのかというその辺の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 今、9番議員からご質問があったわけですが、確かに指定管理の制度そのものが開始されたのは地方自治法の改正によって全国一斉に指定管理者制度というのが導入されたわけですけれども、これらの趣旨ですとか目的というものはご案内のとおりだと思っておりますけれども、この中で制度そのものがスタートしたという部分につ

いては施設をこれまで維持管理してきた町側そして新たに指定管理のお願いをする業者さん、団体等、すべて初めてだという新しい制度の中でのスタートを切った段階においては3年という比較的短い期間の中でお互い検証し合えるということから3年ということでスタートをしてきた経緯がございます。ただ、先ほど主幹の方からあったように本来的にはひとつの事業を進めるにあってはある程度のスパンがあった方が長期的な計画も継続的に立てられますし費用的にも色々な維持管理をする上での備品等の購入においても計画的にそういったものが配置ができるということで、より効率的、しかも効果的な管理運営ができるのではないかということについては当初から一定程度検討をした経過もございますけれども、ただ、前段言ったとおりスタートだということで3年ということでやっておりました。ただ、この中で公募によるものと公募によらないもの、特に公募によらないものについては一定程度管理をする施設とそれを利用するとの利害なりが一致をするということでその施設を利用するものが管理をするという合理的な部分になってくるだろうということで公募によらないものについては比較的長くてもよいのではないかということで、もう一方で公募によるものについてはやはりこれは行政処分といいながらも一定程度募集をしてその中でその計画なりさらにそれにかかる費用の考え方をみながらより良い業者団体にやってもらうということから一定の競争性もあると、さらには業者を変えることによってより良い維持管理の対応が表れるのではないかという期待からも一定程度参入の機会を与えるという期間も必要だろうということで3年かという議論がございました。ただ、一定程度指定管理が各施設でやられてこられて、これは実際指定管理をしている側もさらに町側も慣れてきてノウハウも出てきましたので、長くすることのメリットの方が短くするデメリットよりも多いという考え方から5年という部分で、公募による部分についても一部何とか5年間でやることによって業者の経営の安定にもつながるので5年間でどうだろうということで提案してきた経過もございます。今回の施設ほっとプラザ・スマイルについても指定管理を受ける側としては初めてでありますけれども、行政側としては指定管理の一定程度の指導はできることとさらにこれはコミュニティーセンターであるということでコミュニティーセンターの利用ということで第2町内会に指定管理をしていただこうとしているわけですけれども、やはり将来的にも第2町内会が使う施設でありますので一定程度のスパンをもって指定管理をやっていただくことの方が色々な面でメリットが出てくるのではないかということでこれは第2町内会の方とも十分協議をさせていただいて5年間で何とかやっていきたいとこちらもお願いをしたいという一致の中で進めてきたということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今、副町長の方から具体的な中身のお話しがありましたけれども、その5年間という部分の第2町内会との話し合いの中で町の提示が5年間でどうですかということがあつて第2町内会が受けたのではないか、第2町内会が先に5年間ほどやりたいということで協議に進めたのか。最初、町が3年程度といえば第2町内会は3年程度の仕組み、管理運営の中身を検討するに至るのではないかと感じるところです。それと先ほど私の質問でお答えになっておられないのですが、これからの方針としてどうしていくのか、お話しの中にはおおむね町が指定管理のあり方を続けて熟度が達してきたからという話もありましたが方向性として具体的な話がなかつたのでそれを含めてご回答願います。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 失礼いたしました。答弁漏れがございました。

若干答弁の中で触れさせていただいたのですが、当初3年そして更新の時から公募によらないあるいは公募による部分についても一部5年という提案をしてきておりますので基本的には5年間というスパンが、長ければ長いほどそれなりのメリットはあるのでしょうかけれどもやはり一定の区切りをしてお互い検証し合いながら進めていくという部分では5年というスパンが妥当であろうと町側としては考えております。今回の第2町内会との部分でこれは何年を前提とするというよりはどこに指定管理をしていただくかということです主に使うのは第2町内会、老人クラブということがありますけれどもなかなか老人団体の方にやっていただくというのは難しいのかということで第2町内会にお願いをするということで第2町内会の役員さん方と協議を進めてきております。この中で5年なのか3年なのかというよりも第2町内会にずっとやってもらいたいと、やってもらおうという前提の中で進めてきております。その中でこれまで制度のスタートの時は3年だったのですけれども指定管理という部分が5年ということで他の施設も進めてきているという協議の中で5年という具体的な年数が出てきたのだろうと思います。具体的な協議は担当の方でやっておりましてその辺の具体的ないきさつがあれば担当の方から答弁をさせたいと思いますけれども、基本的には美深町が続く限りといいますか、第2町内会に施設の管理をしていただくというのが前提ですからその中で一定程度の指定管理のお互いの区切りとしての5年ということで総合的に判断をして5年間でどうでしょうかということでお互いの合意の中での結果だということで、こちらから何年にしてとか第2町内会の方から何年だということはなかつたのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この施設はひとつは第2町内会の活動の拠点ということについては消防のところにあって大変不便を感じてここにという要望があったわけです。それとも

うひとつ大きなことでは高齢者の活動の拠点、全町的な配慮の中での拠点ということです。これが作られる予定のあったときに意見がたくさん出ておりましたが、本当に第2町内会の会長さんが指定管理者となっていくのがどうなのかと私は疑問を感じているわけです。この指定管理の前に行政側が生涯学習を含めた社会教育分野での管理というのが妥当ではなかったのかと。少なくともこの場所に若い年代の方も今までの七福老人クラブ、またはああいうところに入っていた高齢者の場所については大変入りづらかったという思いがあったと。ただ、文化活動は文化会館とか色々な場所がありますから色々な活動としては良いと思いますが、しかし、いずれにしても全町的な高齢者活動の拠点という配慮について行政側がもう少ししっかりとした土台をすえてかかっていくのが正しいのではないか。この辺の議論があればお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） この施設の設置の目的としては、地域コミュニティー活動と高齢者の活動、特に高齢者の活動については七福老人クラブの活動推進、こういったことを目的としてつくられた施設だということでございます。これらの老人クラブなり第2町内会、これらの部分についての施設の有効活用を図っていくという意味で先程副町長が答弁したとおり第2町内会がこの施設を長期的に管理運営していくことが最も適切だということの判断のもとに今回指定管理者として第2町内会を指定をしたいということで今回の議会の方に上程をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 確かに指定管理者までこういう打ち合わせをしてやってこられたわけですが、私は高齢者の活動の拠点ということも十分期待感の中で作り上げられたものだと理解しております今後指定管理者を含めた使い方等についてどのようにやっていくのか、一切この指定管理者に任せる活動となっていくのか、その辺の考え方。先程ちょっと言いましたが生涯活動等の全町的な高齢者活動の拠点と言った以上はどういうルールの中で今後運営をされるのか、その点について計画等あればお示しをいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 生涯活動の拠点施設という部分につきましては、文化会館COM100がございますのでそういった生涯活動の拠点施設としての利活用の部分につきましてはそちらの方の利用ということで考えていただければと思いますし、当施設の部分につきましては繰り返しになりますけれども第2町内会さらには老人クラブの活動の場としてこの施設を活用していこうとするものでございまして、全体的な活動の部分につ

いてはそれが主たる活動となるわけですけれども、今後第2町内会に指定管理者として指定をした中でそれらの地域の高齢者との交流ですとかそういった部分で今後第2町内会と数年にわたって町も新しい施設ということで支援をしていくということでございますのでそういう部分についてはともども連携をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） COM100についてはほとんどが活動には有料でありますお金が掛かるということもあって誰でも簡単に行く場所ではないという感覚が町民の中にはあります。ただ、このほっとプラザ・スマイルについては料金等については決めているのだろうと思いますけれども、使い勝手のできるような部分、コミュニティー活動については第2町内会というのはきちんとやっていると。ただ、その中でも私が気になるのは運動会とか行燈とかということになると必ず競争心理が走ってあそこの町内会には負けてはいけないといってどこでもやっていて私もその1人ですが、しかし、コミュニティー活動の今のイベントのあり方等にも課題があるわけですがいずれにしてもそこは良いのですがもう少しだれでも自由に入れるような高齢者の活動の拠点となるべきものではないのかとこの点について確認をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 先程から繰り返しになりますけれども、老人活動の部分につきましては七福老人クラブの活動の場の推進ということでございますけれども、そのほかに七福老人クラブ活動等々がない日等々についてはそれぞれ他の高齢者の方々が浴室に入っていただくとかそういった利活用の方法もあるかと思いますのでそういう部分についても今後第2町内会と利活用の部分について皆さんに親しまれる施設を目指して今後努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今の質問と答弁を聞いていると疑問を感じたのです。あの施設は全町民が活用する施設ということでその中で町内会の利用する部分と高齢者が利用する部分と分かれてこの施設ができたと理解をしております。ですから今後の答弁を聞いておりますとあくまでも第2町内会と七福老人クラブのものであると、そのようにとらえたわけですけれども、その点後悔のないようにお願いしたいと思います。第2町内会は一部分そして七福老人クラブも一部分の施設の共用であって、あとは全町民が利用料を払って利用するのだという理解をしているのですがその辺違うのかどうか、もう一度答弁をいただきたいと思います。

それからもう 1 点、この施設は町内会としては初めての電気エネルギーを使った施設です。今日節電節電といわれている中でこの施設は莫大な電気料が掛かる施設になっているのではないかと、すべてが電気暖房ですのでその点町内会とこの指定管理をする第 2 町内会などのように進められているかはわかりませんけれども初めての施設であって電気代が莫大に掛かるといったときに町側は改めて指定管理料というものを見直すということを考えられるのか、その点が 1 点。それから前に 3 年で指定管理を受けた施設で随分と住民とトラブルがありました。電気が暗くて利用できない、暖房が寒くて利用できない、そういう苦情があったのですけれども、この施設もすべてが電気暖房のために節電しなければならないために不便を感じるようなことが起こるのではないかという懸念がされるのですけれどもその点の指導はどのようにされるおつもりか。今 7 % の節電要請がきているわけですから、それからもう 1 点、積雪寒冷地です。今日の雪を見ておわかりのとおり除雪対策それから近隣の住宅等の屋根の雪の始末等がかなり困難になってくる部分が見受けられるのではないかと思うのですけれども、その辺除雪対策についてもかなりのエネルギーが必要になってくるのではないかと思うのですけれどもそういう議論はどのようにされているのか。そして協定を結ばれたのか。その辺をお聞きしたいと思います。そういう心配があつた時に町側はきちんと対応ができるような協定を結んでもらわなければ大変ではないかと思うのですがその辺の議論はどうされているのかお聞かせ願います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 冒頭の 1 点目のご質問について私の方から答弁を申し上げたいと思います。2 点目以降については主幹の方から答弁をさせていただきたいと思います。1 点目の施設の主たる使用者という部分で私の答弁の詳細な部分でご理解をいただけなかった部分があるかと思いますけれども、施設の目的として七福老人クラブさらには第 2 町内会のコミュニティ活動の施設の場として利用していただく施設ですということでございます。ただ、それぞれの 2 団体の活動がない時には全町的な利用としてあの施設を利活用していただきたいという趣旨の建物だとご理解を賜りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 2 点目の電気料の関係でございます。基本的に施設のかかる経費の中で、電気料が大きなウエイトを占めているというのは事実でございます。今回の積算をする上で開館だとか入浴の日数等を積算をさせていただいて電気料を計算いたしました。ただ、現実的に積算した金額より上回るのかまたは下回るのかという部分でいきますと実績を見てみないとわからないというのが事実でございますので、もしそれが上回るような形があれば指定管理料を見直していくという形で考えております。

2点目に節電のお話がございました。今7%の節電要請を受けておりますけれども、電気料の中で基本的にはお風呂の部分の電気と暖房の部分の電気についてはなかなか節電というのではなくいかと、ここで節電するとなれば一般照明で使っていない部屋だとができるだけこまめにスイッチを切るという形で指定管理者の方に徹底をしていただきたいということをお話しをしているところでございます。

次に、除雪の関係でございます。除雪については2通りのお話をさせていただいておりますけれども、国道側の駐車場を中心とする部分と西側の部分の除雪につきましては委託をして対応していただくということと、それから入り口の部分であるとか雪庇の部分につきましては指定管理者の方で対応をしていただきたいということも含めてお話をさせていただいております。ここについてもどのようなトラブルがあるのか、またお金の関係も色々発生してくると思いますので今後含めて相談だとか協議をさせていただきたいということを考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 後段の部分につきましては理解しましたけれども、前半の部分につきまして確かに第2町内会と七福老人クラブが使わない時には一般町民が使えるわけですけれども、それらをどのような形で使うようにしていくのか。どのように利用促進を図る考えで町側はいるのか。町内会にすべて運営をおまかせするのか、その辺を聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○常民生活課長（瓜田 晃君） 第2町内会の方に指定管理者として指定をするわけでございますので第2町内会にその辺の運営についてはお願いをするという形になります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 指定管理を公募によるよらないとお話しがあったのですけれども、先ほども議論に出ていると思うのですけれども指定管理者選定にあたって、繰り返しになるかもしれませんけれども高齢者の関係の方との協議はどの辺まで協議をした中で第2町内会にいったのか、その説明がないように思ったのでそこの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） ご質問のありました高齢者との協議の話でございます。今回の施設整備については当初から七福老人クラブまたは老人クラブ連合会それと第2町内会を中心に色々ご説明をさせていただきました。現状で老人憩の家につきましては清掃等を含めた管理をシルバー人材センターが行っているような状況でございます。

なかなか基本的には高齢者の方が自らという部分では難しいという形で考えておりましたし、協議の中でも地域の方に主体的に管理をしていただきたいということをお話ししながらご理解をしていただいているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 七福老人クラブという名称が度々出てくるのですけれども、老人憩の家の施設は七福老人クラブに入っているなくとも65歳以上の年齢に達すればどなたでも利用できるわけです。それが今回できるところにスライドされるわけですね。ですからその辺の老人の意見の聴取をしたかということを私は聞いたのですけれども、その辺の協議はなさっているようですけれども、ただ、規則を私はまだ見ていませんからはっきりわかりませんけれども65歳以上の方は誰でも入れるようになるのだろうと思いますけれども、指定管理がどこであろうと入りやすいようにしていただくのが町民のためになる施設だと私も思っているのでその辺を聞いたのですけれども、その辺について第2町内会と高齢者の関係ですが大丈夫なのか、再度になるかもしれませんけどもそこの接点です。老人関係の色々な協議会とか、また第2町内会などを交えて話をしていると思うのですけれども、指定管理5年というのは長期だという感じもするのです。初めての施設でどのようになるのか皆目見当もつかないわけで維持管理も算定等もやってみて上がればまた町の方で考えると言っておりますけれども大変難しい、簡単な施設ではないという認識ですけれども、その辺の話し合いは大丈夫だという確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） この施設は65歳以上の方がどなたでも無料で使える施設ということになっております。七福クラブさんという部分でいけば主たる利用される団体という形なると思うのですけれども、先ほどお話ししたとおり老人クラブ連合会の方にもこの施設の積極的な利用をしていただきたいと、こちらの方でいけばPRや理解を得るような形でお話をさせていただいているところでございます。あと、2町内の方につきましても現状の老人憩の家の運営の仕方であるとか今後各老人クラブだと65歳以上の方がこういうような想定がされるということも合わせてご理解をしていただいておりますので2町内の指定管理を受けるという部分では問題ないと理解をしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

これから議案第55号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について採決いたします。

議案第55号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って、議案第55号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

只今から休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午前 11時09分 休憩

午後 1時19分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎ 日程第10 議案第56号

○議長（倉兼政彦君） 日程第10 議案第56号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから議案第56号に関し質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了いたします。

これから議案第56号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第56号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更についてを採決いたします。

議案第56号について原案の通り決定されることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第56号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第11 議案第57号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第57号 平成24年度美深町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

これから議案第57号について質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 歳出の民生費の関係についてお聞きしたいと思いますが、今回社会福祉総務費の中で扶助費として燃料購入費一時扶助費ということで534万円ほどの予算の補正がございますが、ここにあります燃料購入費の目的とするところを今一度確認をしておきたいのでお聞きしたいというのが1点と、それから、支給の対象者が当初予算よりもはるかに多くなっているのですが支給対象の世帯がどのような世帯になるのかということと、これらについての申請からお渡しするまでの方法についてどのような仕組みを作っているのか、その3点をお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） まず1点目の目的でございます。平成20年の原油価格の高騰以降急落した灯油価格につきましては年々上昇を続けているということから対象要件を拡充して低所得者に対して経済的な負担軽減を図るということを目的としております。2点目の対象者でございますけれども、まず1つ目が子育て世帯です。具体的には高校生以下の子どもを有する世帯。2点目、身体障害者手帳の交付を受けている世帯。3点目、療育手帳または知的障害者の判定書の交付を受けている世帯。4点目、精神保健福祉手帳の交付を受けている世帯。5点目、70歳以上の世帯。6点目、生活保護を受けていないが保護を必要とする状態にある世帯。7点目が生活保護世帯。この7点が対象世帯ということになっております。3点目の、申請から支給までの関係の部分でございますけれども、申請をいただいた以降こちらの方で各非課税世帯であるとか先ほど言った対象世帯であるかということを十分確認をしながら基本的には現金という形で支給していく考え方でございます。なお、現金については基本的には口座に振り込んでいくという形で考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 目的もお聞きしましたがこの制度は従来の福祉灯油の関係の流れだと思うのですが、20年にも一度行なったという経緯もお聞きしておりますけれどもそうであるならば当初予算ではこの予算が60万円程度のものだったと思うのですが世帯数は非常に限られた中にあったのですが今なぜ補正予算の中にこれだけの規模のものをあげてきたのか。従来ずっと続いている中でそれが今補正にあげなければいけない理由、緊急の何かがあったのか、その辺の理由が明確でないということでお聞きしたいと思います。

それから、支給対象世帯については従来40から60程度のものが610くらいの大きな範囲にわたるということで美深町の世帯数の4分の1ということになりますがこれらが先程も言いましたがこれらの方々に緊急に冬の灯油の支給をしなければいけない経済状況といいますか、収入状況が相当下がっているのかということもお聞きしたいと思います。それから3点は、従来これに限らずさまざまな福祉事業等に当たっても申請をされてはじめてその方が対象になるかを確認してそして支給という方法がとられていたのですが、予算組みの中にあっては対象となる世帯についてほとんどつかめているのではないかと思うのです。そうするとせっかく思いやりの福祉の部分で実施するのであれば申請方式ではなくて、あなたは今回こういう制度の対象になりますので手続きに来ていただきたいとか、そういうことが可能になるのではないかと思うのですがそれらの手法について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） まず、この事業を行う背景でございます。先ほど言ったように平成20年度以降の灯油の推移というお話しでいけば平成20年は非常に高騰したのですけれどもそれから急落して21年度、例えば平均で60円程度から70円、80円という価格の推移がされたということで個人の経済的負担が増えていく、この冬期間に一番大きな経済的負担ではないかという部分がございますし、2点目の部分も含んでくるのですけれども調べてみたら23年度の状況なのですけれどもここ数年は現状を維持しているような状況です。特段上がったり下がったりという個人の所得段階ではみられないということがあるのですけれども、ただ、一方では冬期間の負担が多くなっているということで基本的にはそういう負担軽減で低所得者の方を中心とした方々にこの時期にピンポイントで支援をしていきたいと考え方であります。それと、申請方式というお話しございました。こちらの方で対象全てを把握しているということではありません。基本的には大まかに数字的なものはつかんでおります。この事業の情報の提供の仕方といたしましてはあらゆる手段、例えば防災端末、新聞折込、町内回覧だとかそのような中できちんとした情報を提供しながら申請方式でこの事業を行っていきたいという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その辺、答えてほしかったのがもう一つあったのですが、それらの傾向というのは年々だいたいわかってきたことで政策予算としてきちんと年度当初組める状態にあったものではないのか。補正というからには当初予算で100あったものが補正で10プラスとか20プラスというのであればそれも分かるのだけれども、本予算のと

ころで1だったものがある意味10倍くらいになる補正です。劇的に今補正を組まなければならぬのかというところの考え方です。言葉でいうと悪いですけれども、こういう方もいます。思いつきではないかという方もおられます。ばらまきではないかという方もいます。昨日1日何人かの人に色々話を聞いたのですが、そこをしっかりそうではないのだということを意義づけるその辺のところがどこにあるのかということをお聞きしたいのと、もう1点は、燃料購入費ということありますから他の市町村について調べてみたら現金というところもありますが、おおかたは燃料購入費という券、チケットという形でお渡ししているところが多いわけです。その辺のところが現金になると100%それがこの目的に沿った使い方をされるのかということも疑問視するところもあります。町の単費でこれだけのお金を使うのですからその辺の配慮をどう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） まず1点目の補正の考え方でございます。当初予算を組む段階では毎年12月から1月にかけて予算要求ということで各担当がとりまとめをしながら事業展開をしているということでございますけれども、その中で昨年度については80円台の前半から中盤くらいにかけて燃料代が推移しておりました。ここから経過的にいいますと90円代に突入したり、若干夏場に向けては下がったという状況もあるのですけれどもこの冬場にかけてまた上昇傾向にあるということになっておりますし、先ほどいったように21年以降右肩上がりという状況もございます。今の時点で経済的な負担が大きい分に対して補正という形で事業を行っていきたいと、逆にいえば当初の段階ではこのような状況というのが十分想定されないということで、当然燃料というのは上下するのですけれどもなかなか当初の段階では今までの生活保護ということを基準に行っていなのですけれども現状の段階で必要性を十分検討しながらこの灯油高騰に対する支援ということを計画していったという状況でございます。それと2点目の支給の仕方でチケット等があるのではないかというお話しもいただきました。今回先ほどいったように現金ということで提案をしておりますけれども、ひとつ担当の方で考えている部分はそんなに具体的に多くはないのですけれども例えばオール電化の家庭で、高齢者の方はそんなに多くはないと思っておりますが、ただ、公営住宅でつくし団地だとか南団地の方に入られている方もいらっしゃいますのでそういう方々も平等に支援をしていきたいという考え方からひとつ提案として現金で支給させていただくという提案の考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 2点ほどお聞きします。10ページなのですが臨時職員の賃金の

関係で、説明では仁宇布の簡易郵便局にお勤めの方が交代をして1ヵ月程度の重複部分ということで組まれておりますが、これは色々お話を聞きますと仁宇布に住んで何年かしか経っていないうちに子どもさんが生まれてこういうことになったわけですが、例えば教職員あたりは3年くらいの育児休暇で休んでまた復職するとなるわけですがこれらの待遇等についてはどのような約束事でどのような経過だったのか。そして今後はどのような形になっていくのか、お聞きしたいと思います。

それから、14ページの時間外の関係で職員の給与費の関係なのですが、4月の災害ということでなぜ今頃になって補正が組まれて支払われているのか、こんなにゆっくり支払いする形になるのかと、普通では考えられないと思っているのですがこのことについてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 時間外勤務手当の関係ですけれども、これにつきましては当初予算で3%という数字をもって予算張り付けをしております。ただ、災害の対応分については特別認めておりませんのでこれが発生しますと全体の時間外勤務手当というのが足りなくなってしまうということで今回は4月に発生した対応分の補てんをするという意味でございます。それから仁宇布簡易郵便局の臨時職員ですけれども、臨時職員につきましては6ヵ月間の雇用契約をもっておこなっております。今回は本人の申し出によりまして雇用期間の6ヵ月の途中なのですけれども雇用期間の解約といいますか、辞めたいということの申し出によるものであります。今後この職員をさらに臨時職員として雇用するかどうかということについては現時点ではっきり言えるものではありませんで今回は雇用期間を短縮して終了したということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 12ページの土木費の中の備品購入で雪寒機械購入費ですが戻す形になったということで対象に今年もならなかったということだと思うのですけれども、前回の説明等を聞いていると必要な部分で次年度に向けてもまた申請していくのかと思いますけれども、2年続けて通らなかったわけですが、当然計画、予定というものがあったと思うのですけれどもこれがなかなか決定しないことによって機械等の計画に支障はないのかどうか。今年も大変な大雪になっておりますけれどもそういうことがもしあったとした場合に現在の除雪体制に対して支障が出てきていないのかについてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 議員のおっしゃるとおりこの雪寒機械についてはグ

レーダーでありますて 23 年度も予算措置をしましたけれどもなかなか補助の決定がおりないままでございます。そして今年についても再三再四事業調整で要望したのですけれどもおりないということでございます。ただ、今のところは適正な維持管理をしておりますので除雪等について支障はないと思っております。ただ、グレーダーについては美深町所有は 1 台ですので何かあったときには当然支障が出るということで早め早めの要望しているのですけれどもなかなかつきづらいということでございます。次年度については、グレーダー自体も今 2 社しか製造していないのですけれども、三菱とコマツで三菱については平成 23 年度で撤退ということでコマツについては今どのようになるのか検討中ということでそれらについては、美深町だけではなくて全国的に国交省を交えた中でグレーダーの取り扱いについては検討している最中です。それをもって美深町としては一定程度更新という道もあるのかもしれませんけれどもグレーダーの延命だと色々な部分を含めた中で検討していきたいと考えております。いずれにしても現在の除雪についてはグレーダーの関係では影響は出ておりません。

○議長（倉兼政彦君） 3 番 藤原君。

○ 3 番（藤原芳幸君） グレーダーに関してはよくわかりました。そのことによって他の機械の購入計画等は変更や影響が出たということはないでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） グレーダーはグレーダーの問題ですから他の機械については国の補助のつき方だと色々な部分では問題はあるのかもしれませんけれども、1 年に 2 台要望するのもそれも別にそういう 1 台限りということではありませんので全体的な補助の付け方といいますか、北海道の雪寒機械のつき方によっては影響はするかもしれませんけれどもそれ以外の部分での更新についての影響というのはございません。

○議長（倉兼政彦君） 2 番 藤守君。

○ 2 番（藤守千代子君） 先ほどもありましたが 10 ページの燃料購入費一時扶助費、それから 12 ページの美深厚生病院の支援についてお聞きしたいと思います。

まず、10 ページの方につきましては、先程から目的あるいはどのような形で支出するかというのは理解できましたけれども、現金で支給するということになりますと目的の灯油の購入で使うということにはならないと思うのです。ここで燃料購入費ということを謳つておりますが現金で支給するということはそれ以外にも使えるという解釈になるわけです。その辺の理解ができないということがひとつです。それからもう 1 点は、灯油といいましても地元でなければだめなのか、地元以外から灯油を購入している方がいるわけです。現金で支給されるからそういうことは一切関係なくなってしまいますけれども、やはり美深町が

支給する限りは地元の業者が潤うような形にしてもらわなければないがたいと思いながら質問に立っているところです。それから、先ほども言っておりましたけれどもなぜ1・2月になったのか。その辺が私も不思議でならなかったわけです。もう少しから早い時点から協議をすればよかったのではないかと、聞くところによりますと今日から灯油がまた上がるという話です。とにかく現金で支給するということは補正を出した科目にそぐわないのではないかと思うのですけれどもどのような考え方か。

次に、美深厚生病院の運営支援補助金の件ですけれども、この件は美深町の厚生病院にこれから毎年多額の赤字を出すたびにこのよう支援をしていく考えなのか。住民が多額の支援をするというかぎりにおいては充実した医療が受けられて初めてこれが生きるのですけれども皆さんどのように考えていますでしょうか。とにかくここに病院があるから安心という住民がどのくらいいるでしょうか。この多額の補助金を出すに値する病院なのかということ、私はこの補助金を出して値があるというのならこれはよしとするべきであるけれどもそこのところを考えながら答弁いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 1点目の福祉灯油の現金支給についてのことです。先ほど来お話ししているとおり色々な手法が考えられる部分がありますけれども、基本的には先ほどいったように灯油の価格が上昇してそれが世帯に対して特に低所得者世帯に対しての大きな負担になっているという事実がございます。そういう部分に対して現金という形でその負担軽減を図るということを行っていきたいと、尚且つ先ほどいったようにオール電化という話もさせていただきましたけども例えば色々な暖房等を使っている世帯がございますのでそういう方々に公平に現金という形で支給させていただきたいと考えているところでございます。それと、補正の提案が1・2月というお話しもございました。確かにこの価格の変動ということがありましたけれども基本的に冬場の一番の需要期に、先ほど言った時期的にピンポイントでこの事業を展開していきたいということがございます。そこで、年末年始にかけて集中的に事業を行っていきたいという考え方のもと1・2月提案をさせていただいたという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 後段に美深町厚生病院に対する運営支援補助金を今後とも続けていくのかというお話がございました。町といたしましては公的な病院ということで本町における唯一の病院ということで今後とも支援を続けてまいりたいと思っておりますし、厚生連といたしましても今現在院長先生常勤1名という状況でございますけれども来年の1月7日に内科の先生が着任して医療行為にあたっていただけるということで医療

の充実が図られていくのかと思っております。今年度多額の補助金の追加ということでございます。この部分につきましては平成22年度に10年間厚生病院の運営支援補助金ということで4,100万円の補助をしておりましたけれどもこれが平成22年度で補助が打ち切りになっております。そういった意味で23年度その4,100万円という収入が見込めなくなってしまったということで欠損金が多くなって補助金を今回の追加する形になったということでございます。今後、医療の充実といった部分につきましては色々な立場で厚生連の方に申し上げながら努めてまいりたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 燃料費の件ですけれども、確かに今説明を受けた通り公営住宅に入っている方でオール電化の方もおります。その方は電気代が当然かさむでしょうから燃料費に充てるという考え方もあるでしょうけれども、とにかくここで燃料購入費と謳ったからにはやはり燃料費で使ってもらえるような施策を打ち出すべきではなかったのかと。現金なら1万円と言しながらも燃料費に使わない方も出てくるわけです。燃料費と謳ったからには燃料費で使っていただく施策をするべきであるとそのように思っているのです。伺いますけれどもこの燃料購入費の補正を出した段階で住民は平均年間どのくらいの燃料費を使っているのかという統計をとりましたでしょうか。そしてこの1件1万円という補助金を出すことにされたのか、この計算はどのような形で計算されて補助をすることにしたのでしょうか、その辺もお聞かせ下さい。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 住民の使用燃料の関係についてはこちらの方では把握はしておりません。今回の1世帯1万円という金額の積算でございますけれども、平成24年度の当初も打ち出しておりました暖房用燃料費の助成事業の基準ということで当初予定の中では60世帯、対象世帯が生活保護を受けていないけれども保護を必要とする世帯であるとか、他の生活に困窮している世帯ということでこちらの方について1世帯1万円という積算をしておりました。この事業について対象者を拡大していくという形で金額については当初の事業の積算というものを基準にしているという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 山本君。

○6番（山本 進君） 歳入の8ページ、土地売払収入で考え方をお伺いしたいと思います。駅東はおそらく企業が入ってくる中での売り払いだと思いますけれども、企業を優遇するためにいくらか安く譲渡を考えたのか、また正当な時価で売却するという考え方でいるのか、さらには貸付けでは不都合なのか、その考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） この土地の売り払いにつきましてはアイサイエンスさんへの譲渡ではございません。駅東地区の工業団地一帯でございますけれども賃貸で貸付けをしております。そういったところを売り払うということで町内の業者さんが相手方となっております。金額につきましてはこの土地は前は天塩川木材工業さんが使っておられまして建物も建っていましたけれどもかなりでこぼこの土地になっています。これらを考えまして近隣の宅地の評価を考慮しながら、宅地造成の経費を差し引いた残りを算出しながら売払代金というものを出しております。売り払う相手方につきましては5社でございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 山本君。

○6番（山本 進君） それでは工業用地の土地と住宅地整備、賃貸マンションについて今説明されたのだと思いますけれども、単価的には変わらない考え方であるのかどうかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） こここの土地につきましては一律に同じ単価を適用しております。ですから賃貸の方も今使われる方もそうですし他の工業団地についても同一の単価でしております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君君） 先程の2番議員に関連しますけれども衛生費の厚生病院の関係ですが、主たる質問は先ほどありましたので私はその地域病院運営に対する特別交付税の関係でどういう動きが今後あるのか、その辺をまず1点と、それからちょっとずれるかもしれませんけれども、きたいっしょが訪問介護サービスを次年度から休止するというような話もありますけれどもその辺の対応がどのようになっていくのか。それから清掃費の方ですけれども清掃費の車両の修繕、それともうひとつ同じように教育費の中に自動車運行費がありますがこの辺の考え方なのですが車両は町の所有ですから保険等々は町で補わなければならぬと思いますが修繕に関しては委託先の責任ではないのか、事故があった場合すべて町の方で修繕もまかなうのか。今回出ている数字が委託先も負担があってその残なのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 厚生病院の運営支援補助金に関わる交付税の推移ということでのご質問だと思いますが、交付税措置につきましては特別交付税ということで平成20年度から対象となっております。それぞれ交付税を12月に交付決定を受けて交付を

受けるわけですけれども額的な部分でいきますと平成23年度の交付につきましては平成22年度の欠損額に対する交付税措置ということで1億1,504万3,000円という状況になっております。これが平成23年度の12月に交付を受けているということでございまして本年度12月特別交付税の国からの交付決定通知がございまして平成23年度の欠損額に対する特別交付税措置ということで1億1,715万5,000円、これが特別交付税として交付決定となって通知がきているところでございます。今後の交付税の推移といいますか考え方という部分では現在厚生病院の町村長の中で特別交付税について普通交付税に切り替えができないかといったことで厚生連と所在町村長ともども国に対して普通交付税化について要請をしているところでございますが今のところ特別交付税措置ということで国のルールに基づく交付税措置が継続されるものと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 2点目の北いっしょ居宅介護事業所の関係でございます。ご承知のとおり来年3月をもって休止をしていくという考え方をお聞きしているところでございますけれども、現段階で居宅介護事業をおこなっていない民間の事業所が前向きに検討をいただいているという状況でございます。ただ、この部分につきましてはケアマネの人材の確保の部分とさらには道に対しての申請ということがございますのでそこについて町としても支援、協力をしながら、休止になった場合に速やかにこちらの方が受け皿となるように支援をさせていただきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 清掃費の修繕料でございますけれども、このたびの事故ですがリサイクルセンターの車庫にゴミ収集車が接触したという内容でございまして車両の部分で63万3,000円ほど、それから建物の部分で38万3,000円ほど、合わせて101万8,000円となっております。ご質問にもありましたけれども車両と建物は町の持ち物ということで町の保険を使うということでございまして車両の部分につきましてはほぼ全額が共済金として見込まれると考えております。建物のリサイクルセンターの車庫につきましては共済金額50%ほどと見込んでおります。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） まず厚生病院の関係ですけれども、特交に関してはそういう話で理解するのですが訪問介護サービスについて民間の方で受け皿があるということですけれども、言いたいのは、厚生病院の支援について介護サービスが減ることによってまた赤字が増え、支援をしなければならない環境というが出てくると思うのですけれどもそこを心配するわけです。行政としても大事な病院という位置付けは良いのですけれども、赤字を

できるだけ抑えるような進め方というのを提案していくのもひとつなのかと。厚生病院の経営努力が1番なのですけれども町としてあの施設をうまく使い、また患者さんがたくさん利用できるような環境を進めていくことが財政の負担を軽くしていくという意味では必要ではないのかということで質問をしておりますので、訪問介護サービスの事業所のあり方を次年度はどのように考えているのか伺いたいと思います。

それから、修繕の関係ですけれども、今保険で補われるから痛くもかゆくもないというお話しですけれども委託先の責任をどこにどう持っていくのか。リサイクルセンターの中の作業所の問題、委託先にどのように責任をいただいているのか。厳しい言い方かもしれませんけれども民間の感覚でいけば当然当事者が責任を負う部分もあってもよいのではないかと思うのですが、もし委託先が責任を持つようなものがあったのであれば報告願いたいし、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 居宅介護事業所と厚生病院の全体的な運営という部分ですけれども、居宅介護事業所、ケアマネの事業所については介護保険の認定を受けた方が具体的なサービスを利用されるということでどういう形のサービスの利用が良いのかということをケアマネさんと一緒に色々計画をしてそれをケアマネさんが定期的に指導管理をしながら進めていくということで行っております。厚生病院についてもデイサービスであるとか一部介護保険の関係で利用されておりますけれども町全体的にいければヘルパー事業であるとか他の介護事業所も当然このケアマネの事業の中に含んでいくという考え方になっております。ちなみに、居宅介護の事業の支援という部分では平成23年度においては360万円ほど町から支援を行っているという状況でございます。ただ、この部分が厚生病院との関係性、休止になった部分について赤字の部分で影響があるかということについては大きな影響にはなっていないのではないかと、それよりも受け皿となる安定的な事業所を確保しながら町全体の介護サービスを展開していくという部分でいければ特段の問題はないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 今回の修繕の費用につきましては洗車場の洗車をした後の収集車が後ろのテールゲートを上げたまま入ろうとして接触をした事故でございます。直ちに業者の方から報告がありまして、さらに、要因としまして運転手の不注意あるいは助手の外側から状況を背後まで見るという作業を怠ったというのが大きな要因であって会社一丸となって安全に取り組んでまいりたいという状況でございます。さらに、その後も相互に作業員同士が監視をするとか、注意し合える環境づくり等に取り組んでい

きたいという申し出もございまして、委託契約の中で重大な損害等の場合は賠償請求できること、負担していただくこともあるわけですけれども、今回についてはこのような形で町の方で修繕を行いたいと考えるものでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。

これから議案第57号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号 平成24年度美深町一般会計補正予算第8号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って、議案第57号 平成24年度美深町一般会計補正予算第8号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第12 議案第58号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第58号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

これから議案第58号について質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 8ページの歳出の中の上川広域滞納整理機構負担金ということで均等割で変更になったという報告を受けたのですけれども、本年度上川広域滞納整理機構に特別会計国民健康保険の方から整理の依頼があった件数はどの程度だったのか教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（羽野保則君） 本年度の上川広域滞納整理機構に対します引き継ぎの状況でございますが、当初予定しておりました分につきましては国民健康保険税で579万6千円を予定しておりました。それが実際に今回委託になった分につきましては492万3,000円で減額になった分を踏まえまして負担金の方も減額になったという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから議案第58号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第58号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第13 議案第59号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第59号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

これから議案第59号に関し質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから議案第59号について討論を行いますが討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第59号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第14 議案第60号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第60号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

これから議案第60号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから議案第60号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第60号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 議案第61号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第61号 平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

これから議案第61号に関し質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 歳入の関係で今回下水道事業債ということで町債を減額しまして一般会計繰入金ということで臨時財政対策債の方で補った形になっていると思うのですけれども、このことによりまして後に町の方にメリットといいますか、どのような形で現れてくるのか教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 管理グループ主幹。

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 当初は2,125万円を予定していたのですが配分で約50%の1,010万円が決定しまして2次配分につきましては未定となつたためにこのような形になりました。町としましては起債を借りないことで今後の起債の償還が少なくなるということです。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから議案第61号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号 平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第3号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第61号 平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第16 議案第62号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第62号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第3号について議題といたします。

これから議案第62号に関し質疑をおこないます。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから議案第62号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第3号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第62号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第3号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第17 発議第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 発議第3号 美深町議会会議規則の一部改正について乃至日程第19 発議第5号 美深町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件の提出者は中野議員、賛成者は南、諸岡各議員です。

この際、提出者の中野議員から本件の提案説明をいただきます。

5番 中野君。

○5番（中野勇治君） 発議第3号 美深町議会会議規則の一部改正について、発議第4号 美深町議会委員会条例の一部改正について、発議第5号 美深町政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを一括して提案説明を申し上げます。

発議第3号乃至発議第5号の3案件の提出者は私中野であり、賛成者は南議員、諸岡議員であります。3件にかかる改正理由は、いずれも地方公共団体の議長及び町による適切な権限の行使を確保するとともに住民自治のさらなる充実を図るため地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより改正するものであります。

はじめに発議第3号 美深町議会会議規則の一部改正についての主な改正点は、今まで委員会のみに認められておりました公聴会の開催や参考人の招致が本会議においても委員会同様できることになったことから会議規則の一部を改正するものであります。

また、発議第4号 美深町議会委員会条例の一部改正についての主な改正点は、これまで常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていましたが改正法により1つの条文に統合され、委員の選任等に関する条項が条例に委任されたことにより委員会条例の一部を改正するものであります。

最後に発議第5号 美深町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についての主な改正点は、政務調査費の名称を政務活動費に改め、会派にかかる条文を削除するとともに新たに経費の範囲と議長がその透明性の確保に努める旨の規定を条文に明記し改正を行うものであります。

以上、発議第3号乃至発議第5号について議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今、提出者の中野君から説明をいただきました。

これからは1件ずつ質疑、採決を行っていきたいと思います。

◎ 日程第17 発議第3号

○議長（倉兼政彦君） 日程第17 発議第3号 美深町議会会議規則の一部改正について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから発議第3号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号 美深町議会会議規則の一部改正について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、発議第3号 美深町議会会議規則の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第18 発議第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 発議第4号 美深町議会委員会条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから発議第4号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号 美深町議会委員会条例の一部改正について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、発議第4号 美深町議会委員会条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第19 発議第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 発議第5号 美深町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

これから質疑第5号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号 美深町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について賛成の方は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、発議第5号 美深町議会政務調査費の交
付に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 先ほど終了しました下水道会計の予算の中の数字が違うのではないか
と思いますので確認をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解きます。

◎ 日程第20 承認第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第20 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出で
す。

総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項
について閉会中の所管事務調査の申し出です。

本件、申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会
ならびに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定いたし
ました。

これで本定例会に付議されました議案の一切を終了いたしました。

本定例会は平成24年最後の議会でございますので町長ならびに議長の方からご挨拶を
申し上げたいと思います。はじめに町長からご挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（山口信夫君） 議長からお許しをいただきましたので年末最後の議会でございま
すので一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

今年春からを振り返っておりますけれども、本当に春はなかなか雪が解けず心配をして

おりましたけれどもなんとか蒔きつけができてどうなるのかと思っておりましたけれども夏は非常に良い天気に恵まれて何とか作物は順調に育って良き出来秋を迎えたかと思っておりました。しかしながら、残念ながら物は取れたのですが価格は色々な状況で低迷したものもあるということで少し残念な年になったのかと思っているわけでございます。その他、事故だとか事件だとかというものはいつも心配しているわけでありますが大きなものはなかったのかと思っておりますけれども、しかしながら、交通事故死が増えておりまして非常に残念な思いでありますし、関係機関の皆様方にも非常にご心配をかけたかと思っております。しかしながら、先日の新聞記事等を見ますと隣村の先生等のコメント、読者の声等があるわけですけれども、記事によると、お亡くなりになられた方には大変申し訳ないと思いますけれどもほっとするような記事も書いていただいているわけでございまして、そういう面では少し人間関係はまだまだ捨てたものではないなという気もするわけでございます。さらに、町の事業といいますか、着々と3月供用開始に向けて美深道路が進んでおります。今、冬の工事にかかる苦労されているのだと思いますけれどもこれも順調に進むことができているのかと思っているわけでございます。その他、町の事業として色々今年は挑戦的に農業の研修センターをつくっているとか2町内にはほっとプラザ・スマイルというのも作っているということで順調にさせていただいたと思っております。また学校給食問題についてもご苦労をかけておりますけれども着々と進めることができていいのではないかと思っております。第5次総合計画の基本的な考え方を持って着々と24年度事業を進めさせていただいていると思っております。その中にあって、23年度の決算についてはすでに決算認定をいただきましたけれども黒字決算で将来に向けて、公共投資に向けて、少し基金等も持つことができてよかったです。24年度の今の事業、今回も補正予算を組ませていただきましたけれども途中で国の財政事業等々がありまして交付税の交付が一時遅れたという心配もありましたけれども結果的に大きく遅れることなくいただくことができほっとしている状況でございます。従って一時借入という心配もしましたけれどもそういうこともなく過ごすことができたということでおよかったです。あわせて、今補正の中で次年度に向けて基金を5,000万円でありますけれども積むことができたということでこれも途中でありますけれどもよかったです。今日の議会の中でも議論がありましたけれども、福祉対策等々で思いやり予算、ばらまきという言葉もあるかもしれませんけれども思いやり予算等も組ませてもらうことができたのかと思っております。聞くところによると、プレミアム商品券を発行しておりますけれどもそういうものも買えない人が出てきているという実態も聞かされながら総合判断として思いやり予算をつけさせていただいたということでございま

すのでご理解をいただきたいと思っているわけでございます。何はともあれ、このように順調に町の事業を進めることができますことはひとえに議会の皆様方のご協力、ご支援の賜物と思っておりまして感謝に堪えないわけであります。新年もこれ以上、年末にむけて雪の降ることなく過ごして新しい年を迎えるものだと思っております。繰り返しになりますけれども議員各位にくれぐれもお世話になりましたことをお礼を申し上げそして町民の幸せを願いながら最後の議会とさせていただいたことにお礼を申し上げ、ご挨拶にかえたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） それでは私の方からも一言ごあいさつを申し上げたいと思います。この1年間、議会運営に対しまして議員の皆様それから理事者側の皆様方に大変お世話になり、順調に議会運営を進めることができましたことはひとえに皆様方のご協力の賜物としてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今年の1文字は金という字だそうであります。オリンピックの話題から色々な部分があつて良い漢字だなと思っておりました。人を動かしていくといふことは大変なのだなと思いながらみているのがプロ野球であります。日本ハムファイターズがあのリーグ優勝ができる、そして困難とされていた新人を獲得できるというところをみるとやはり人を動かしていくという力学というものをどう捉えていくのかということを学ばせてもらった気がいたします。色々と町民の皆さんとも議論を重ねますとどちらかというと暗い話、人口が減っていく、何が減っていくという話が多いわけでありますけれども私たちは決して暗い方向に進むわけにはいかないと思っております。最近をみましても、例えば美深のジャガイモやカボチャ、そういうものが全国展開できる舞台がだんだん整ってまいりました。ジャガイモですと全国のセブンイレブンの店頭にその事実が展開しておりますし、この前商工会青年部の若い皆さんの発想から生まれたどぶろくも飲ませていただきましたけれどもこれならいけるなとそう思いました。これまでのワインと焼酎とはちょっと違うなという感じを受けたところでありますけれども、今のところ品不足だそうですけれどもぜひこれが全国展開ができるような活気のあるまちづくりを我々はしていきたいと思っております。来年は今町長が言われたように道路も完成して車の量も少し減るのかもしれません。しかしながら、この大道にたった大きな政策というのは何も美深だけの話ではなくて名寄も士別も剣淵もみんな同じような経過の中でそれぞれの街が努力をしている流れだと思います。私たちもそれに負けないようにしっかりと皆さんと議論をしながら新しい元気のあるまちを目指して頑張っていきたいと思っております。来る25年に向けても皆さんと一緒に協力を明るいまちをつくっていきたいと思いますのでよろしくご協力をお願いし

たいと思います。

一言申し上げて年末のごあいさつとさせていただきます。

本年はどうもありがとうございました。

これにて平成24年第4回美深町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 藤原芳幸

署名議員 南和博